

第5期 矢巾町

障がい者プラン・障がい福祉計画

第1期 矢巾町

障がい児福祉計画

平成30年3月

岩手県 矢巾町

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の概要	1
1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 矢巾町の障がい者を取り巻く現状	8
1 人口と世帯数	8
2 障がい者数の推移	9
3 障がい者の就学、就業状況	15
4 アンケート調査にみる障がい者支援の現状と課題	18
第3章 第5期計画の方向性	37
1 第4期計画の目標達成状況	37
2 第5期計画の基本的考え方	41
3 施策の体系	44
第2編 第5期 障がい者プラン	45
第1章 安心・安全な生活環境の整備	47
施策目標 1 住宅の確保	47
施策目標 2 移動しやすい環境の整備等	48
施策目標 3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	49
施策目標 4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	50
第2章 情報アクセシビリティの向上	51
施策目標 1 情報提供の充実	51
施策目標 2 意思疎通支援の充実	52
第3章 防災、防犯等の推進	53
施策目標 1 防災対策の推進	53
施策目標 2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	54
第4章 差別解消・虐待防止・権利擁護	55
施策目標 1 権利擁護の推進、虐待の防止	55
施策目標 2 障がいを理由とする差別の解消	57

第5章 自立生活支援・意思決定支援	58
施策目標 1 相談支援体制の充実	58
施策目標 2 障がいのある子どもに対する支援の充実	59
施策目標 3 福祉サービス等の質の向上等	61
施策目標 4 障がい福祉を支える人材の育成・確保	63
第6章 保健・医療の推進	66
施策目標 1 精神保健・医療の適切な提供等	66
施策目標 2 保健・医療の充実等	68
施策目標 3 難病に関する保健・医療施策の推進	70
施策目標 4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	71
第7章 行政等における配慮の充実	73
施策目標 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進	73
第8章 雇用・就業、経済的自立の支援	74
施策目標 1 総合的な就労支援	74
施策目標 2 経済的な自立の支援	76
施策目標 3 障がい者雇用の促進	77
施策目標 4 福祉的就労の底上げ	79
第9章 教育の振興	80
施策目標 1 インクルーシブ教育システムの推進	80
施策目標 2 教育環境の整備	81
第10章 文化芸術・スポーツ等の振興	82
施策目標 1 文化芸術活動の支援、余暇・レクリエーション活動等の充実	82
★ 障がい者プラン成果目標 ★	84
第3編 第5期 障がい福祉計画	87
第1章 障がい福祉計画の策定にあたって	89
1 サービスの体系	89
2 障がい福祉サービス等の提供の考え方	90
3 計画の数値目標	91

第2章 障がい福祉サービス等	96
1 訪問系サービス	96
2 日中活動系サービス	98
3 居宅系サービス	107
4 相談支援	110
5 自立支援医療と補装具	111
第3章 地域生活支援事業	112
1 必須事業	112
2 任意事業	122
第4編 第1期 障がい児福祉計画	125
第1章 障がい児福祉計画の策定にあたって	127
1 計画の数値目標	127
第2章 児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス	130
1 障害児通所支援	130
2 障害児入所支援	132
3 障害児相談支援	133
4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	133
資料編	135
1 矢巾町障害者自立支援協議会設置要綱	137
2 矢巾町障害者自立支援協議会委員名簿	140
1 矢巾町障害者自立支援協議会作業部会名簿	141
1 矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定経過	142

第 1 編

総 論

第1章 計画の概要

1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨

(1) 障がい者施策の動向

- 近年、国では、障害者権利条約の採択（平成18年12月）と発効（平成20年5月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と称する）」の制定を行いました。
- 平成29年度は、障害者基本法に基づき国が策定する障がい者施策に関する基本計画が見直され、平成30年度から34年度までの概ね5年を計画期間とする「障害者基本計画（第4次計画）」が策定されました。
- 平成30年4月からは、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新たな福祉サービスの創設など支援が拡充されます。
- 障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定されました。

【 国の障害者基本計画（第4次）の基本的考え方 】

○基本理念

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

○基本原則

- ①地域社会における共生等 ②差別の禁止 ③国際的協調

○各分野に共通する視点

- ・施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記
 - ①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - ②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ[※]の向上
 - ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - ④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - ⑤性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - ⑥PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

※アクセシビリティ：

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

(2) 矢巾町における計画の策定

- 本町では、平成27年3月に策定した「第4期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画」の計画期間が平成30年3月で終了します。従来の計画内容を見直し、新たな「第5期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画」を策定します。また、障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正に伴い、「第1期矢巾町障がい児福祉計画」も併せて一体的に策定します。
- 障害者総合支援法、児童福祉法の改正内容を踏まえた上で、国の「障害者基本計画（第4次）」や県の計画を基本とし、新たな計画を策定します。
- 本町におけるこれまでの取り組みの成果を踏まえた上で、障がい者施策全般を見直し、町が今後新たに取り組む施策・事業等の方針を示すものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本町が障がい者施策について策定する計画は、「①障がい者計画」、「②障がい福祉計画」、「③障がい児福祉計画」の3つがあります。それぞれの計画の根拠法令、性格、内容は以下のとおりです。

○障がい者計画と障がい福祉計画の内容等

	①障がい者計画	②障がい福祉計画	③障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画	障がい児施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの	障がい児福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込、見込量の確保の方策等について定めるもの

(2) 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法 にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五条 に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症※1、アスペルガー症候群※2、LD（学習障がい）※3、ADHD（注意欠陥多動性障がい）※4などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない方についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解を促進する対象となることから、広義では本計画の対象に含まれると考えます。

※1【自閉症】

自閉症は、「対人関係の障がい」、「コミュニケーションの障がい」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までに何らかの症状が見られます。

※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことで、特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われています。

※3【LD（学習障がい）】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

※4【ADHD（注意欠陥多動性障がい）】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣り合いな、不注意・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

3 計画期間

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画いずれも、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とします。

なお、今後の社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行います。

○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35			
矢巾町障がい者プラン	第2期			第3期			第4期			第5期 (本計画)			第6期					
矢巾町障がい福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期 (本計画)			第6期					
矢巾町障がい児福祉計画										第1期 (本計画)			第2期					
※国の動向	障害者基本法 改正						障害者差別解消法 制定						障害者総合支援法 改正			児童福祉法 改正		
	(障害者自立支援法)						障害者総合支援法 施行											
国の計画	第2次障害者基本計画 (H15年度～24年度)						第3次障害者基本計画 (H25年度～29年度)						第4次障害者基本計画 (H30年度～34年度)					

4 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会等の設置

■矢巾町障害者自立支援協議会

計画の策定にあたり、学識経験者、障がい者団体、保健・福祉・医療関係者、民生児童委員・主任児童委員、障がい者基幹相談支援センター、関係行政機関及び庁内の関係各課の職員等により構成する「矢巾町障害者自立支援協議会」を計画策定委員会と位置づけ、事務局（福祉・子ども課）が作業部会の検討を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

■矢巾町障害者自立支援協議会作業部会

計画の策定にあたり、障害者自立支援協議会のもと、サービス事業者等の障がい福祉関係者、教育・保育関係者等で構成する「障害者自立支援協議会作業部会」を設置しました。

計画案は、福祉・子ども課が中心になり庁内の関係課と連携のもと作成し、作業部会でその内容を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見等の把握を目的にアンケート調査を実施し、計画案の作成にあたっては調査結果の反映を図りました。

調査対象は、平成29年10月1日現在、町内在住の各種障害者手帳所持者、自立支援医療受給者、福祉サービス利用者とし、今回、新たに前者を除く一般住民を対象として実施しました。なお、無作為抽出により1,700名に対して配布しました。

■調査対象と調査時期

区分	調査対象	対象者数
①障がい者調査	身体障害者手帳の所持者（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者含）	792人
	療育手帳の所持者（精神精神障害者保健福祉手帳の所持者含）	114人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者	104人
	自立支援医療受給者	140人
計		1,150人
②障がい児調査	18歳未満の障がい児福祉サービス利用者	50人
③一般調査	①、②以外の16歳以上65歳以下の町民	500人

■配布・回収の結果

配布数	①配布数	②回収数 【回収率】	③無効回答数 (※)	④有効回答数 【有効回答率】
①障がい者調査	1,150件	624件 【54.3%】	2件	622件 【54.1%】
②障がい児調査	50件	28件 【56.0%】	0件	28件 【56.0%】
③一般調査	500件	207件 【41.4%】	1件	206件 【41.2%】

第2章 矢巾町の障がい者を取り巻く現状

1 人口と世帯数

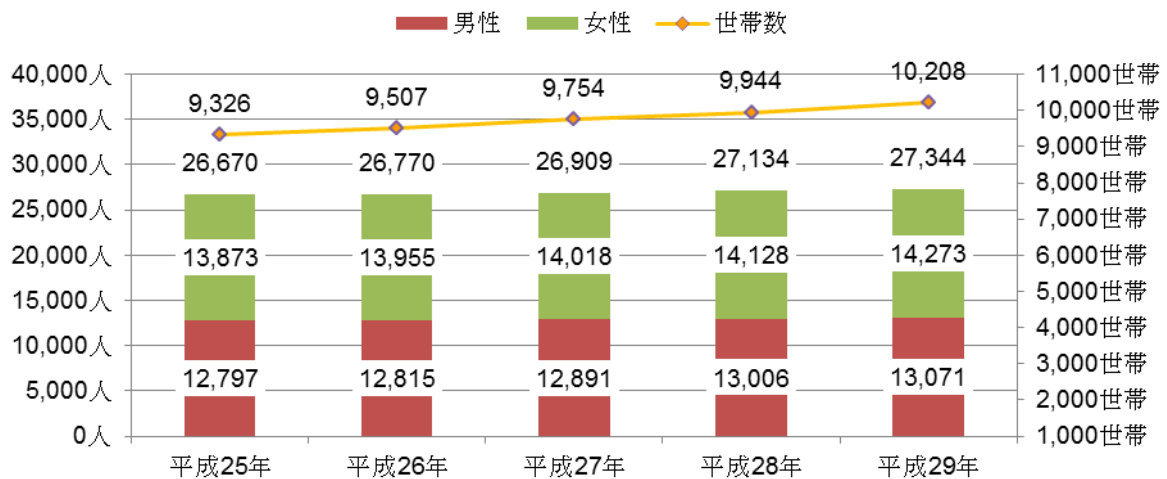
本町の人口は減少傾向で推移していましたが、平成26年から増加に転じました。
世帯数も増加傾向ですが、1世帯当たりの人員数は減少を続けています。

●人口と世帯数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	26,670人	26,770人	26,909人	27,134人	27,344人
男性	12,797人	12,815人	12,891人	13,006人	13,071人
女性	13,873人	13,955人	14,018人	14,128人	14,273人
世帯数	9,326世帯	9,507世帯	9,754世帯	9,944世帯	10,208世帯
1世帯当たりの人員数	2.860人	2.816人	2.759人	2.729人	2.679人

各年3月31日現在

資料：矢巾町 住民課 住民基本台帳



各年3月31日現在

資料：矢巾町 住民課 住民基本台帳

2 障がい者数の推移

(1) 障がい者（身体・知的・精神）数の推移

本町の障がい者手帳所持者は、増加傾向で推移しています。

障がい種別にみると、身体障がい者は横ばい、知的障がい者、精神障がい者はいずれも増加傾向で推移しています。

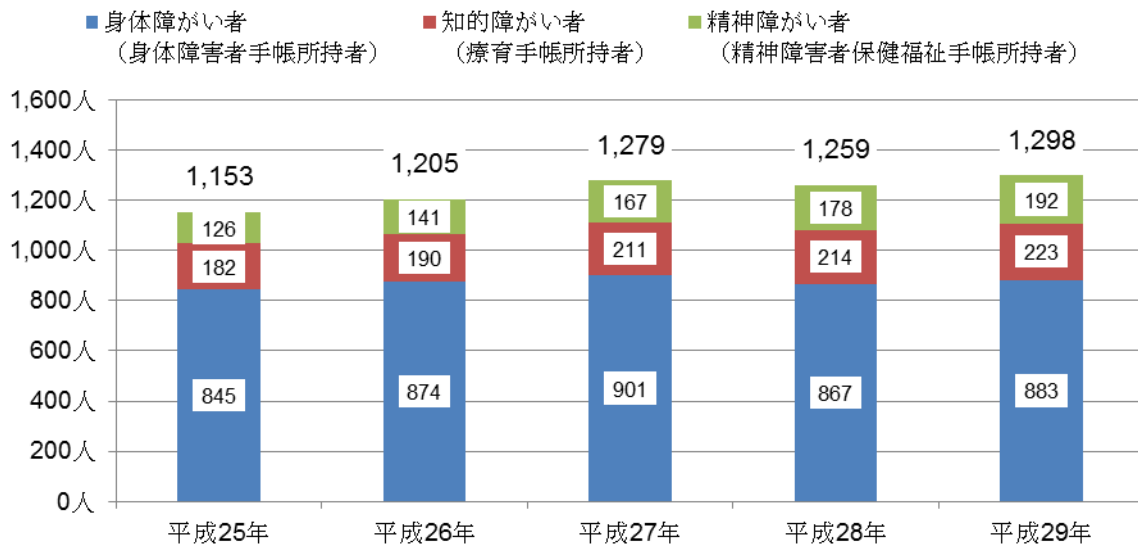
●障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	845	874	901	867	883
知的障がい者 （療育手帳所持者）	182	190	211	214	223
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	126	141	167	178	192
合 計	1,153	1,205	1,279	1,259	1,298

各年 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課



(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者数は横ばいで推移しています。

障がい種別にみると、いずれの年においても肢体不自由が最も多いほか、内部障がい・免疫障がい、聴覚・平衡機能障がいが増加傾向にあります。

●身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）

(単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	47	48	50	45	46
聴覚・平衡機能障がい	44	46	50	52	54
音声・言語・咀嚼機能障がい	6	7	6	4	4
肢体不自由	530	538	546	517	523
内部障がい・免疫障がい	218	235	249	249	256
計	845	874	901	867	883

各年 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課

また、平成 29 年 3 月 31 日現在、各等級は 1 級（重度）がもっと多く、障がい種別と等級の関係をみると、内部障がいは 1 級の割合が 5 割以上となっています。

●障がい種と等級の状況

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	16	15	3	2	1	9	46
聴覚・平衡機能障がい	0	13	7	12	2	20	54
音声・言語・咀嚼機能障がい	0	0	2	2			4
肢体不自由	123	117	91	128	40	24	523
内部障がい・免疫障がい	172	0	28	56			256
計	311	145	131	200	43	53	883

平成 29 年 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

障がい程度別にみると、A（重度）は横ばい、B（中軽度）は増加傾向で推移しています。

●療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

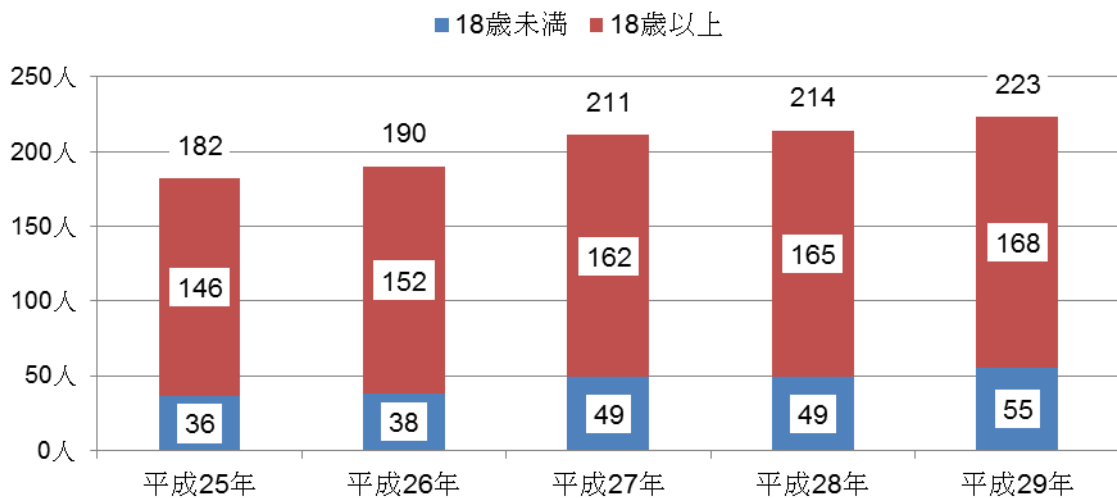
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A (重度)	18歳未満	15	15	19	20	22
	18歳以上	62	61	64	66	64
	計	77	76	86	86	86
B (中軽度)	18歳未満	21	23	30	29	33
	18歳以上	84	91	98	99	104
	計	105	114	128	128	137
合計	18歳未満	36	38	49	49	55
	18歳以上	146	152	162	165	168
	計	182	190	211	214	223

各年3月31日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課

年齢別にみると、18歳未満の障がい児の人数が増加傾向で推移しています。平成29年の18歳未満の障がい児は55人で知的障がい者全体の2割を占めています。

●年齢別療育手帳所持者数の推移



各年3月31日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。障がい程度別にみてもいずれも増加傾向で、1級（重度）と2級（中度）が多くを占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級（重度）	51	56	69	74	76
2 級（中度）	53	59	71	73	81
3 級（軽度）	22	26	27	31	35
合 計	126	141	167	178	192

各年 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉・子ども課

また、本町の精神障がいによる入院者数、公費負担申請者（精神通院医療受給者）の推移をみると、公費負担申請者が多く占め、増加傾向にあることが分かります。手帳の非所持者も含まれるため、平成 26 年は手帳所持者数を大きく上回る 311 人となっています。

●精神障がいによる入院者数・公費負担申請者数（精神通院医療受給者）の推移

(単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
措置入院者	1	0	0	0	0
医療保護入院者	7	9	14	9	16
公費負担申請者 （精神通院医療）	304	302	318	345	363
計	312	311	332	354	379

各年 3 月 31 日現在

資料：岩手県 県央保健所

(5) その他の障がい者の状況

①難病患者

本町における特定疾患医療給付受給者数は214人です。

●特定医療（指定難病）受給者数

(単位：人)

疾患名	患者数	疾患名	患者数
免疫疾患・膠原病	31	視覚系疾患	1
神経・筋疾患	73	循環器系疾患	4
スモン	0	内分泌系疾患	4
血液疾患	12	代謝系疾患	2
呼吸器系疾患	16	聴覚平衡機能系	0
消化器系疾患	42	腎泌尿器系	4
皮膚・結合組織系	16	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1
骨・関節系疾患	8	耳鼻科系疾患	0
合 計			214

平成29年3月31日現在

資料：岩手県 県央保健所

②その他の疾病・障がいについて

「発達障害者支援法」で、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい※1、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率は、千人に1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※2 の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）の発症率は、平成23年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.5%といった結果が出されています。

しかし、発達障がい児・者数は、成人期までを含めた調査資料がないことから、現状で正確な人数の把握はできていません。

なお、県教育委員会による調査では、特別な支援を要する児童の割合は以下のとおりとなっております。

(調査結果)

平成18年度 小中学校調査 4.5%

平成19年度 県立高校調査 1.2% 幼稚園調査 私立2.5%、公立4.4%

また、高次脳機能障がいは、頭部外傷や脳血管疾患等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった「記憶障がい」や人に指示してもらわないと何もできない「遂行機能障がい」などが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

国や県と同様、本町でも自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD、高次脳機能障がいなどの障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

※1【広汎性発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称です。

※2【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

3 障がい者の就学、就業状況

(1) 障がい児の就学状況

①小中学校

本町の小中学校における特別支援学級在籍児童は、小学校では10学級に25人、中学校では6学級に16人となっています。

●本町小中学校におけるの障がい児の在学状況

	小学校	中学校	計
在籍児童数	25人	16人	41人
学級数	10学級	6学級	16学級

平成29年5月1日現在

資料：矢巾町教育委員会

②特別支援学校

本町の特別支援学校在籍児童は、幼稚部が0人、小学部が12人、中学部が5人、高等部が22人の計39人となっています。

●本町の障がい児の特別支援学校在学状況

幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
0人	12人	5人	22人 (3年生7人)	39人

平成29年5月1日現在

資料：矢巾町教育委員会

また、各特別支援学校への就学状況は次のとおりです。

●特別支援学校の就学状況

() は人数

県立盛岡となん支援学校	高3(1)、高2(2)、中3(1)、小4(2)、小2(1)	7人
岩手大学教育学部附属特別支援学校	高3(3)、高1(1)、中3(2)、中1(1)、小4(1)、小2(1)	9人
県立盛岡みたけ支援学校	高3(1)、高2(3)、高1(1)、小6(2)、小2(1)	8人
県立盛岡視覚支援学校	中3(1)	1人
県立盛岡青松支援学校		0人
県立盛岡聴覚支援学校	高3(1)、小4(1)	2人
県立盛岡峰南高等支援学校	高3(1)、高2(4)、高1(3)	8人
県立花巻清風支援学校	高1(1)、小3(2)、小2(1)	4人
計		39人

平成29年5月1日現在

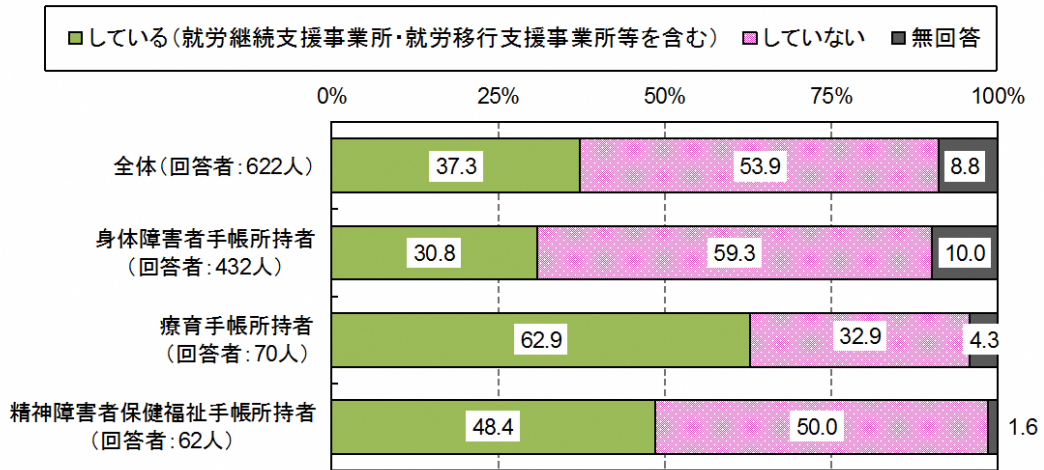
資料：矢巾町教育委員会

(2) 障がい者の就業状況

アンケート調査で就労状況について尋ねたところ、現在仕事を「している」割合は、全体では37.3%となっています。

障がい別に仕事を「している」割合をみると、身体障害者手帳所持者では30.8%、療育手帳所持者では62.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では48.4%と、療育手帳所持者の就労割合が相対的に高くなっています。

○現在仕事をしているか

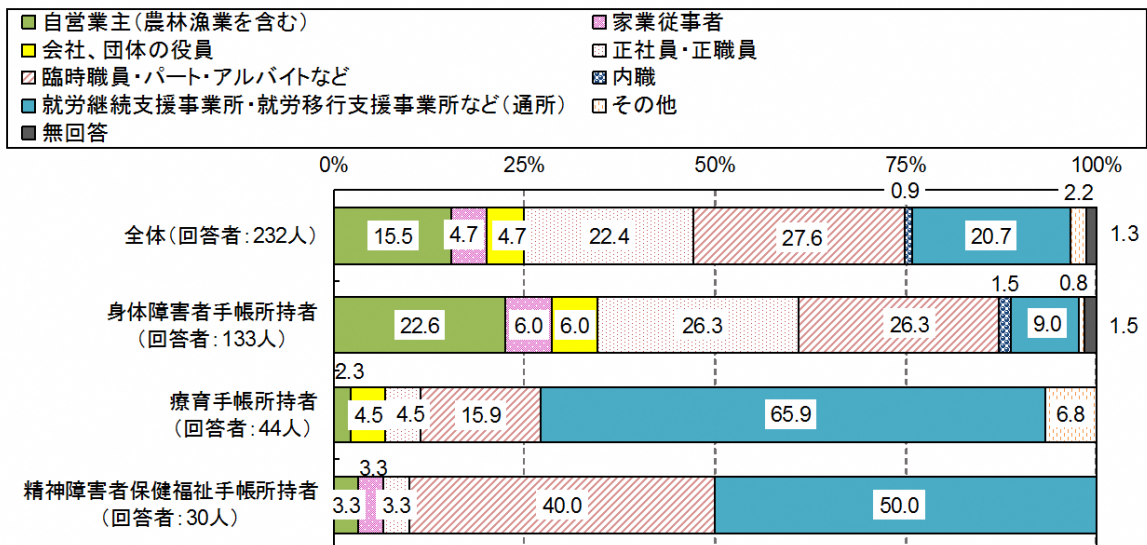


資料：障がい福祉に関するアンケート調査

さらに、「就労している」と回答した人の就労形態・場所をみると、全体では「臨時職員・パート・アルバイトなど」が27.6%で最も多くなっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「正社員・正職員」、「臨時職員・パート・アルバイトなど」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所など」がそれぞれ最も多くなっています。

○就労形態・場所



資料：障がい福祉に関するアンケート調査

(3) 管内の障がい者の雇用状況

盛岡公共職業安定所管内に本社を置く企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模の企業）は平成 29 年で 388 社あり、そのうちの 50.3%の企業が法定雇用率を達成しており、国と同等の水準にあります。また、障がい者の実雇用率については 2.12%で、初めて 2%を超え、国の水準を上回っています。

管内の障がい者雇用状況の推移をみると、法定雇用率達成企業の割合、障がい者雇用数はともに増加している状況です。

○企業における障がい者雇用状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
企 業 数	370 社	370 社	379 社	382 社	388 社
法定雇用算定基礎労働者数	66,013 人	65,894 人	67,746 人	68,705 人	69,311 人
障がい者雇用数	1,150.5 人	1,137.0 人	1,237.0 人	1,341.5 人	1,466.5 人
実雇用率	1.74%	1.73%	1.83%	1.95%	2.12%
※参考：全国平均	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%
法定雇用率達成企業の割合	42.2%	44.9%	44.6%	50.5%	50.3%
※参考：全国平均	42.7%	44.7%	47.2%	48.8%	50.0%

各年 6 月 1 日現在

資料：盛岡公共職業安定所

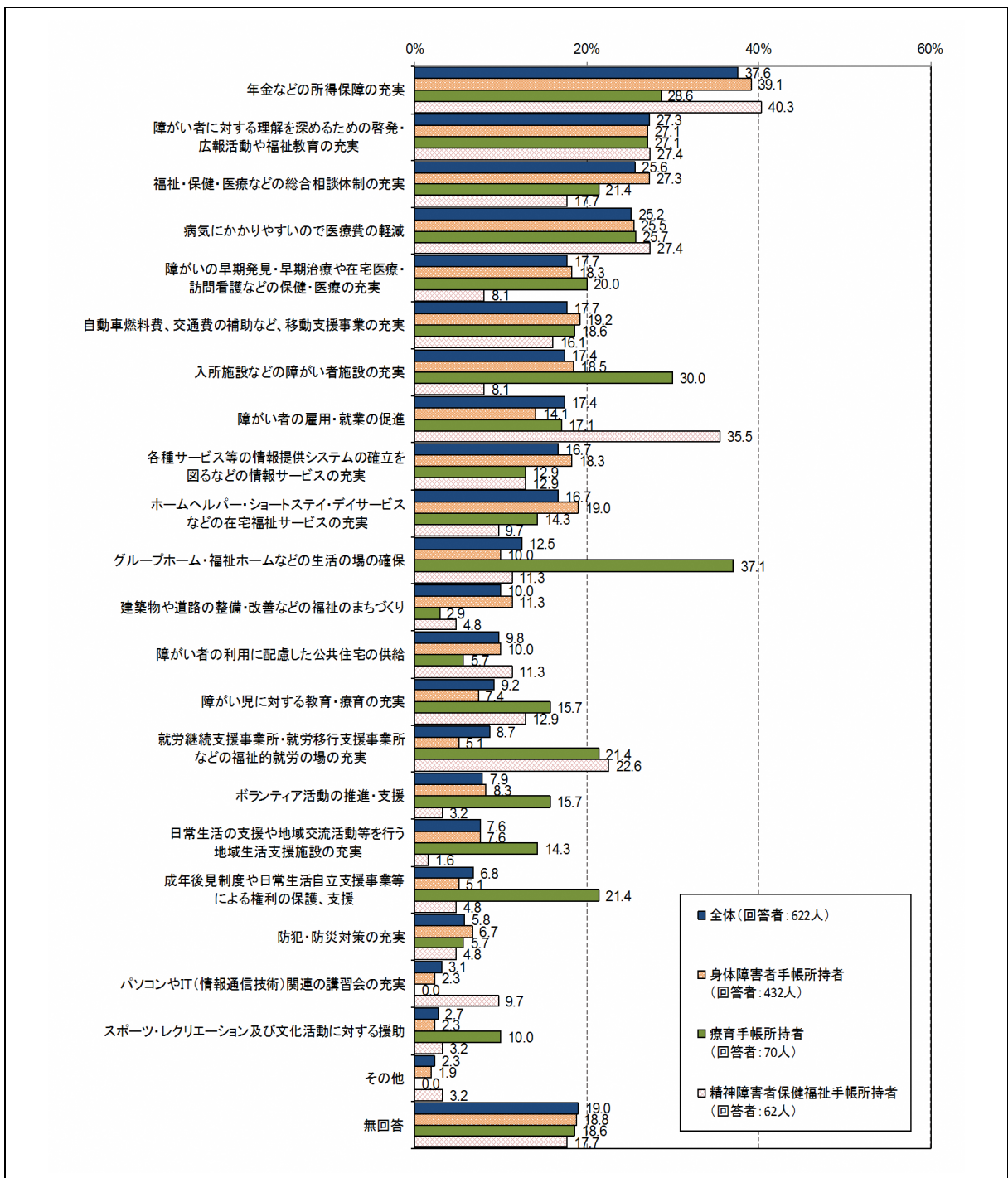
- ※1 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。
- ※2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※3 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）である場合は 1 人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は 0.5 人分としてカウントされる。

4 アンケート調査にみる障がい者支援の現状と課題

(1) 障がい者自身が重要と思う障がい者施策

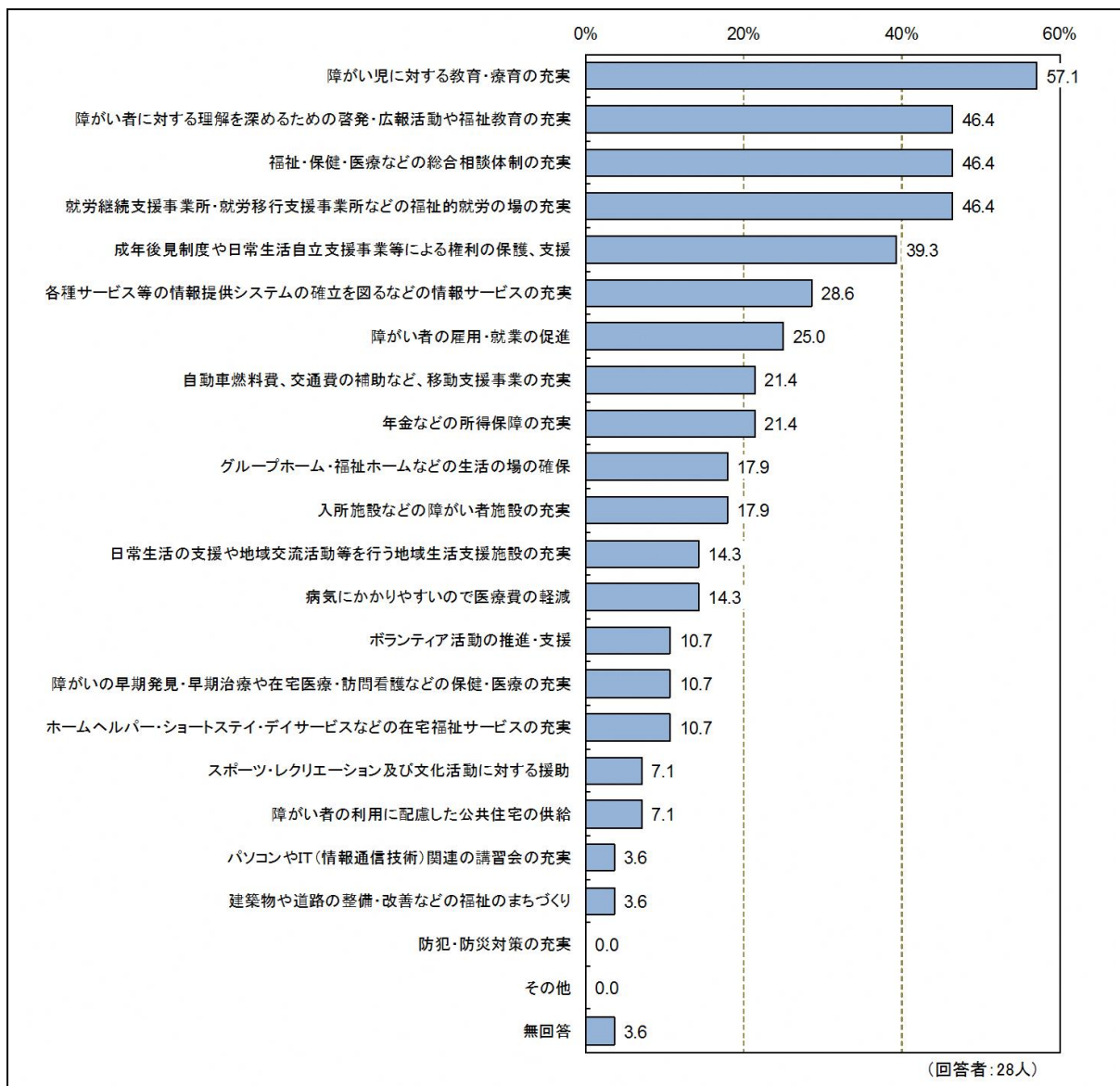
現時点で重要と思われる障がい者施策について、障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「年金などの所得保障の充実」、療育手帳所持者では「入所施設などの障がい者施設の充実」、「グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「年金などの所得保障の充実」、「障がい者の雇用・就業の促進」がそれぞれ多く挙げられています。

●現時点で重要と思われる障がい者施策（○は5つ以内）



障がいのある子どもの保護者に、重要と思う障がい者施策を尋ねたところ、「障がい児に対する教育・療育の充実」が半数以上を占め最も多く、「障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」、「福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実」、「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所などの福祉的就労の場の充実」、「成年後見制度や日常生活自立支援事業等による権利の保護、支援」などが多く挙げられました。

●現時点で重要と思われる障がい者施策（○は5つ以内）



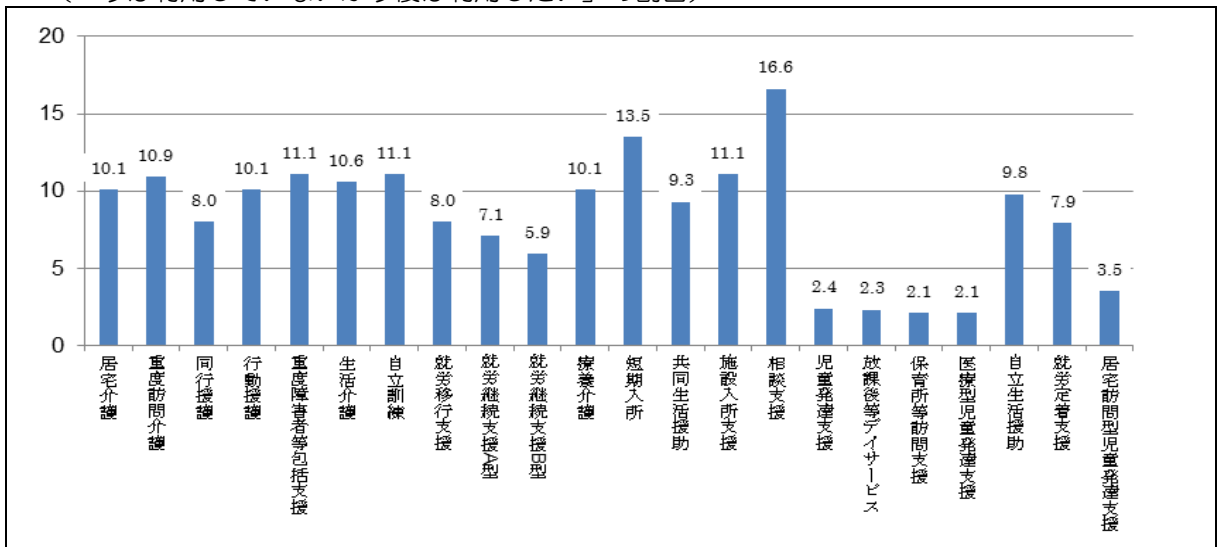
障がいがある人それぞれが重要と考える施策、必要とする施策の序列には、障がいの種類や年代によっても違いがみられます。そのため、展開する施策の分野ごとに主要な対象施策及び障がい者ごとの重要な事業やサービスなどを考慮しながら、施策の展開、事業やサービスの実施につなげていく必要があります。

(2) 障がい者の生活支援・福祉サービス

①障がい者のサービスの利用意向

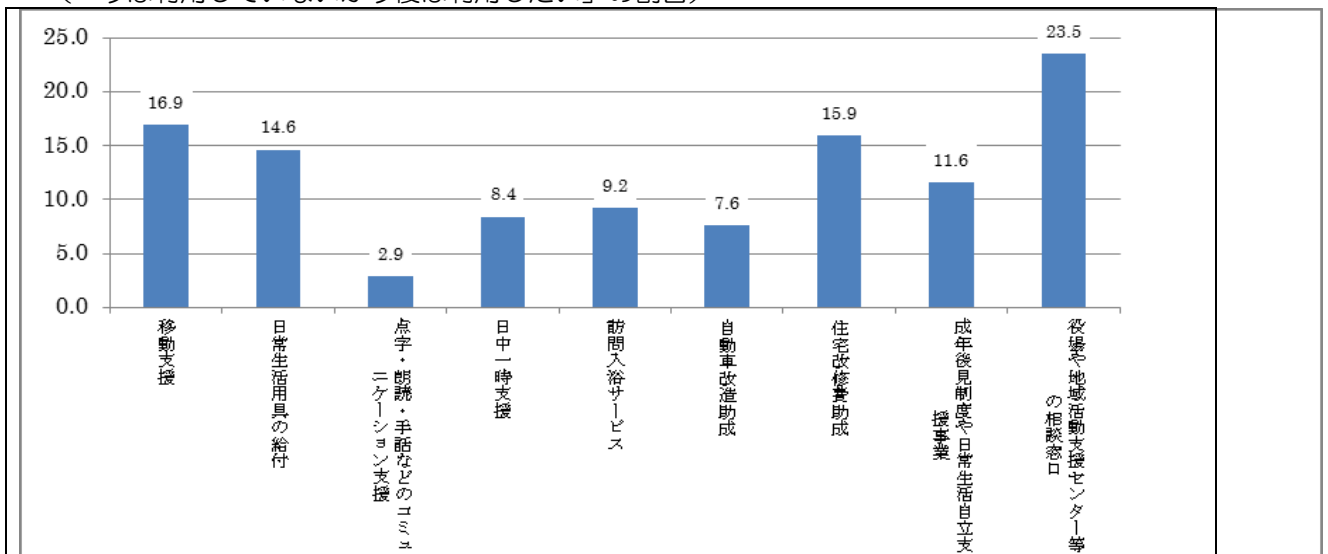
障がい福祉サービス等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「相談支援」が最も多いほか、「重度障害者等包括支援」「短期入所」「施設入所支援」「自立訓練」などのニーズが比較的多くみられます。

●障がい福祉サービス等の利用意向割合
（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）



また、地域生活支援事業等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「役場や地域活動支援センター等の相談窓口」が2割以上から挙げられて最も多いほか、「移動支援」「日常生活用具の給付」「住宅改修費助成」などのニーズが比較的多くみられます。

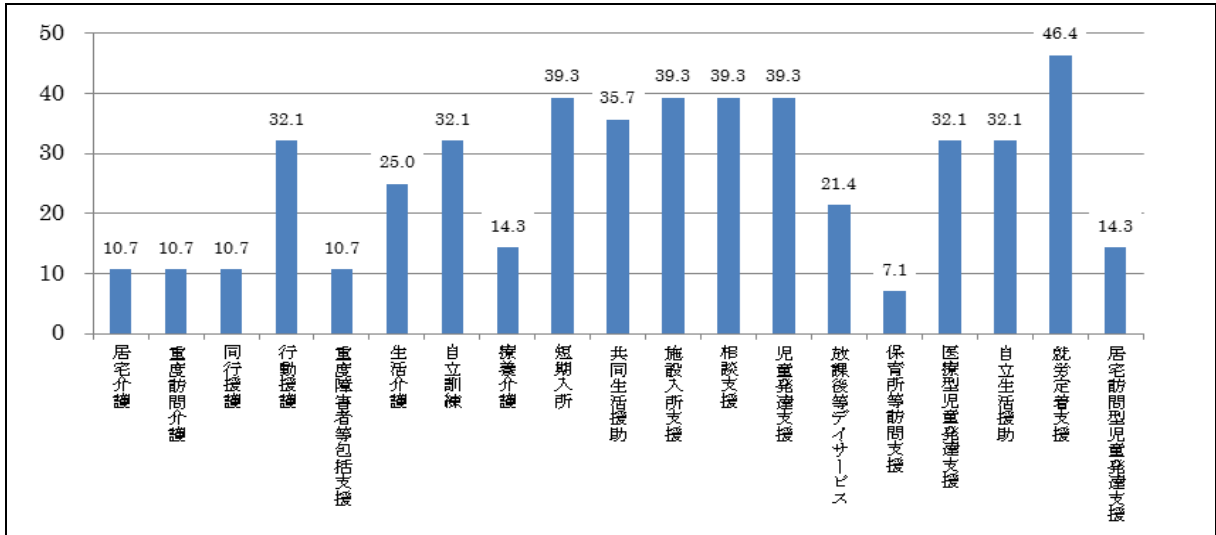
●地域生活支援事業等の利用意向割合
（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）



②障がい児のサービスの利用意向

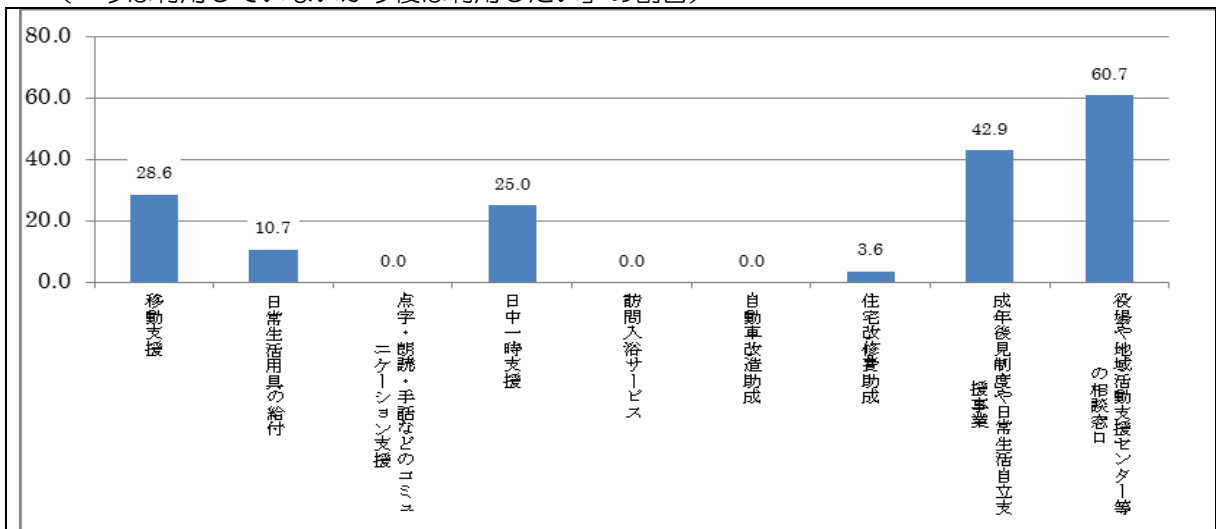
障がい福祉サービス等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「就労定着支援」が最も多く、「短期入所」「施設入所支援」「相談支援」「児童発達支援」が約4割から挙げられています。

●障がい福祉サービス等の利用意向割合
（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）



また、地域生活支援事業等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「役場や地域活動支援センター等の相談窓口」が6割と最も多く、「移動支援」「日中一時支援」「成年後見制度や日常生活自立支援事業」などのニーズが比較的多くみられます。

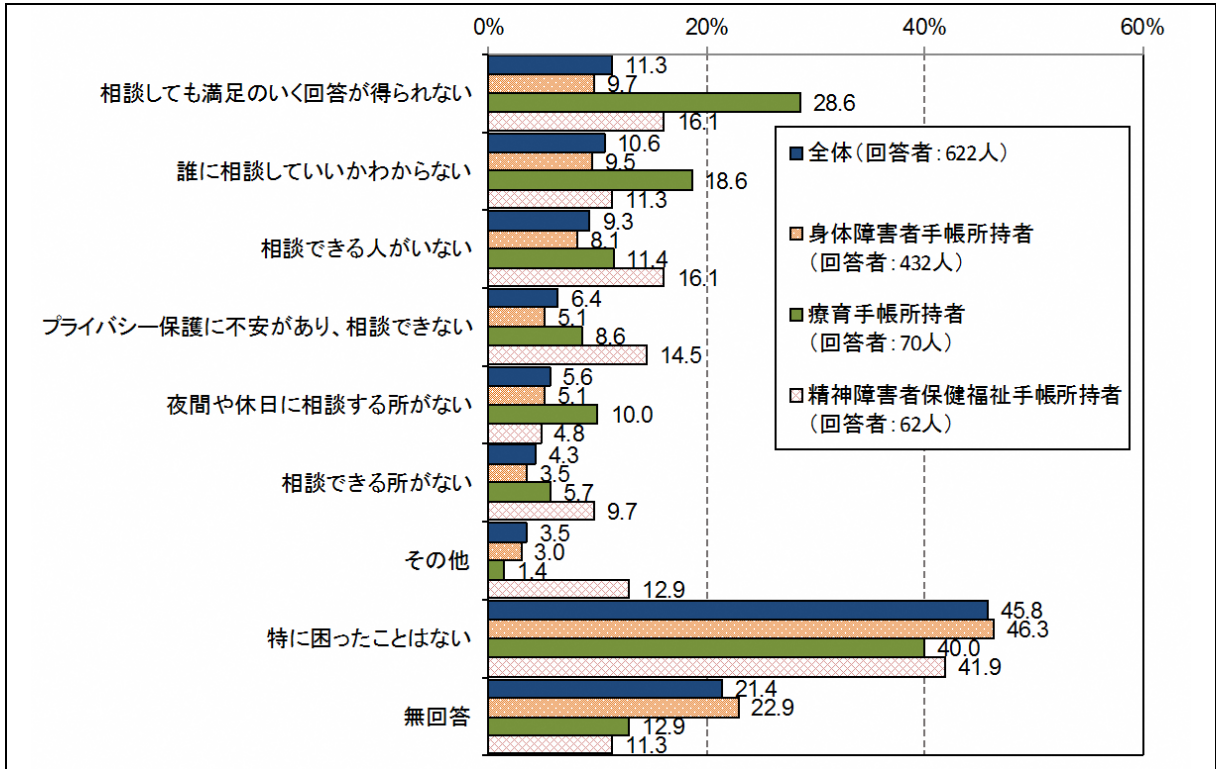
●地域生活支援事業等の利用意向割合
（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）



③相談に関する困りごと

相談に関する困りごとには、全体の4割が「特に困ったことはない」と回答しましたが、「相談しても満足のいく回答が得られない」、「誰に相談していいかわからない」、「相談できる人がいない」なども相当数挙げられています。

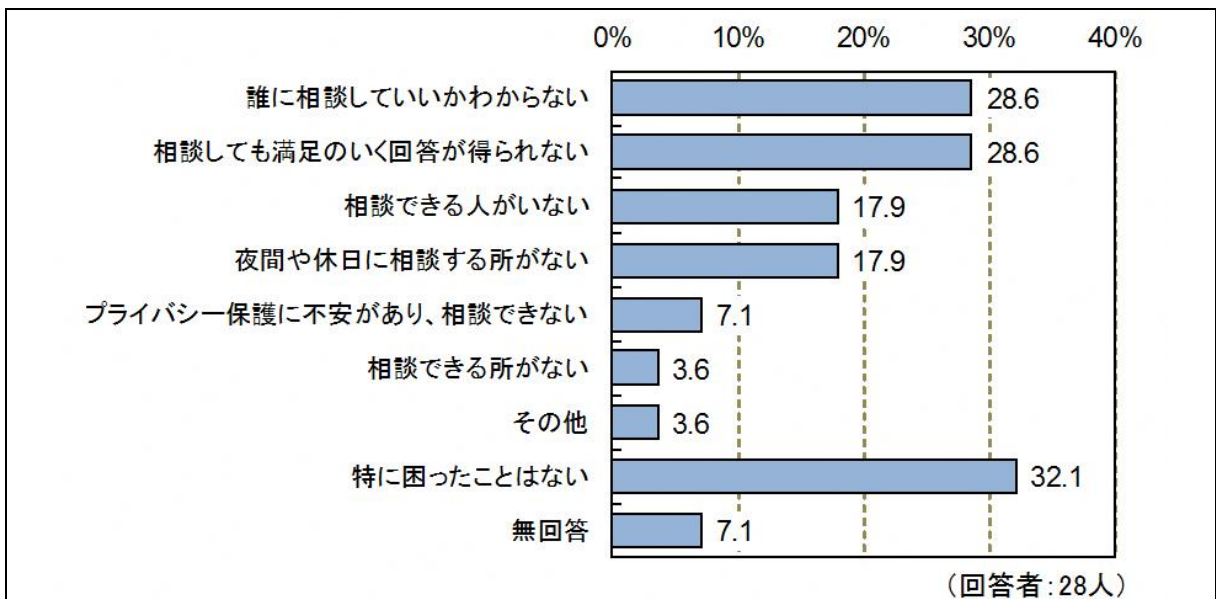
●相談について困ること（あてはまるものすべてに○）



④障がい児の保護者の相談に関する困りごと

障がいのある子どもの保護者の相談に関する困りごととして、「特に困ったことはない」、「誰に相談していいかわからない」、「相談しても満足のいく回答が得られない」が多く挙げられており、以下、「相談できる人がいない」、「夜間や休日相談する所がない」などが挙げられています。

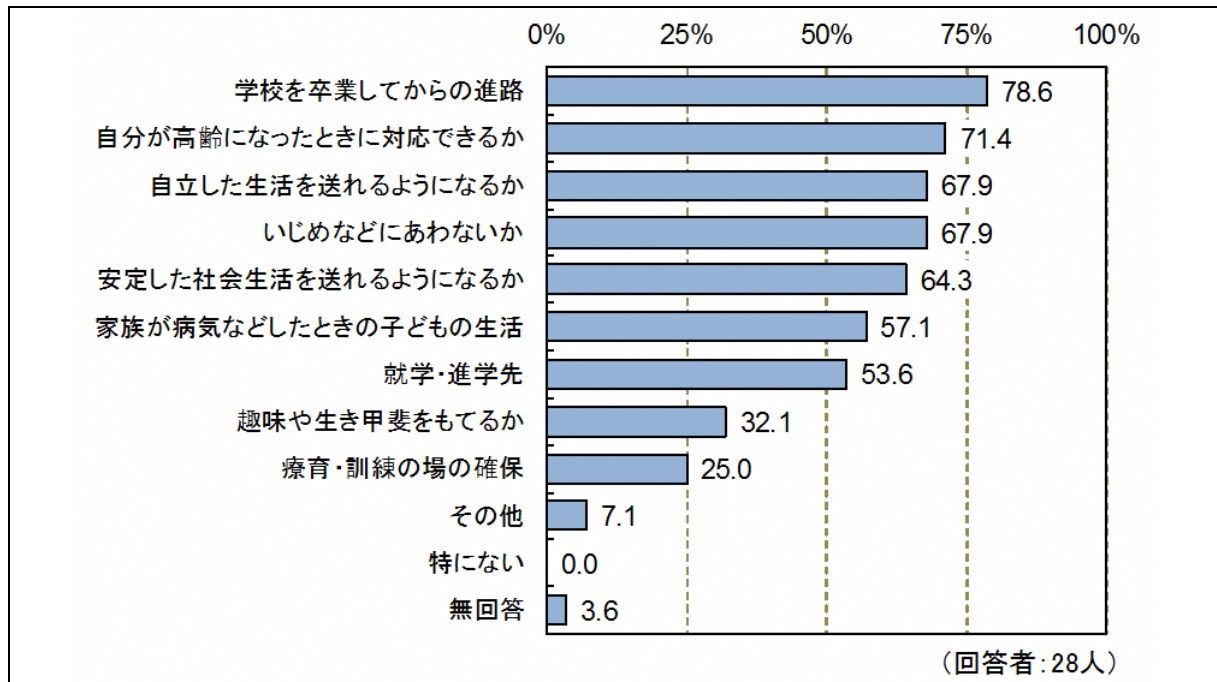
●相談について困ること（あてはまるものすべてに○）



⑤障がい児の保護者の不安

障がいのある子どもの保護者の不安として、「学校を卒業してからの進路」が78.6%で最も多く、以下、「自分が高齢になったときに対応できるか」、「自立した生活を送れるようになるか」、「いじめなどにあわないか」などが特に多く挙げられています。

●障がいのある自分の子どものことで不安に思っていること（あてはまるものすべてに○）



障がい児も含め、障がいのある人が望む支援として、「相談」に関するサービス・事業のニーズが高いことがうかがえます。障がいのある人が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、自立支援と日常生活支援の基本となる相談支援の更なる充実を図る必要があります。

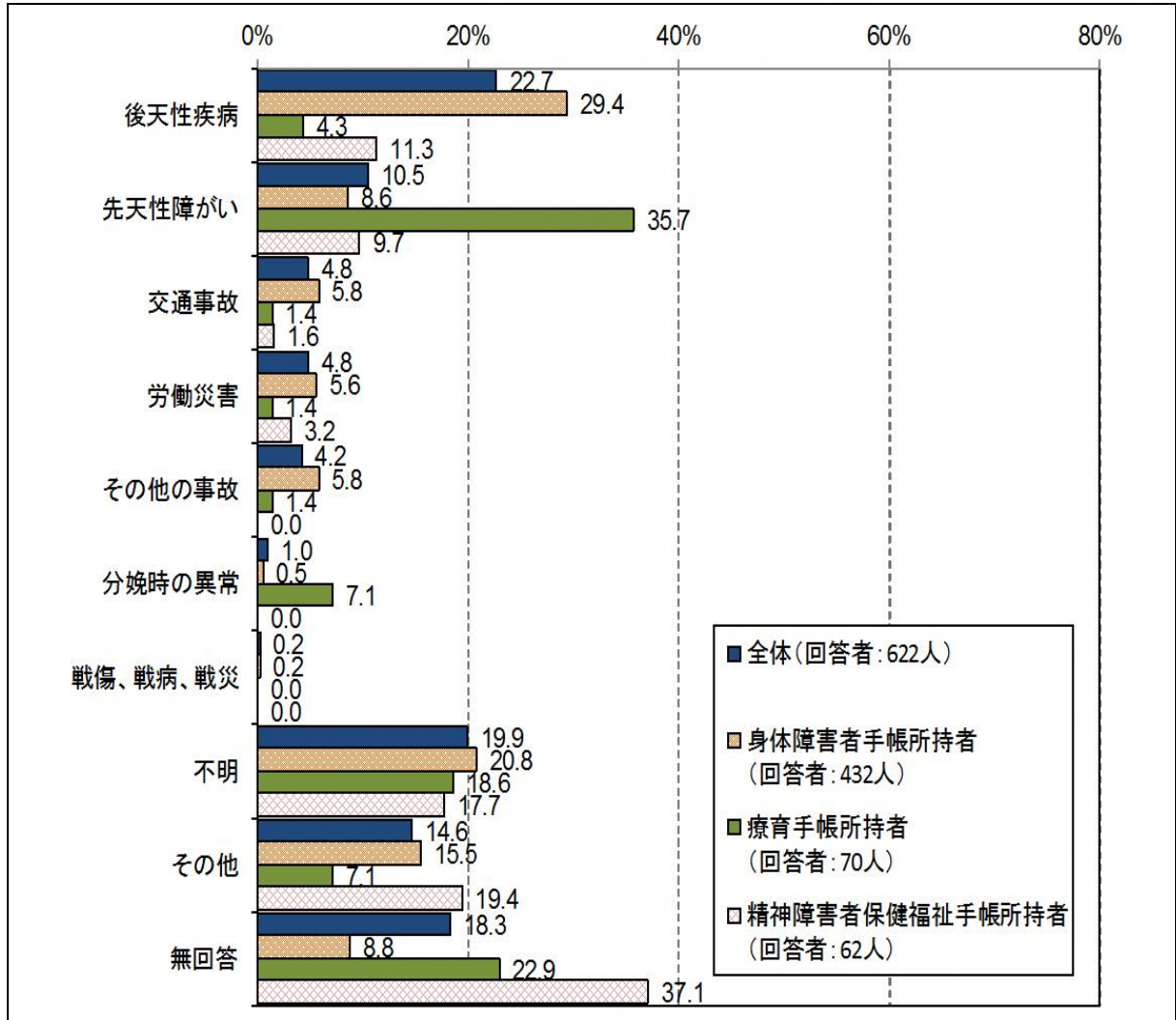
年齢や障がいの状態によって希望するサービスは様々であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスを利用できるよう、自立支援と日常生活支援のための体系的なサービス提供基盤整備をさらに進めるとともに、サービスの質の向上を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもの将来を案じる保護者の不安をできる限り軽減していけるよう、子どもの将来に向けて自立を支援するための取り組みが重要です。

(3) 障がいの原因と障がい者の健康

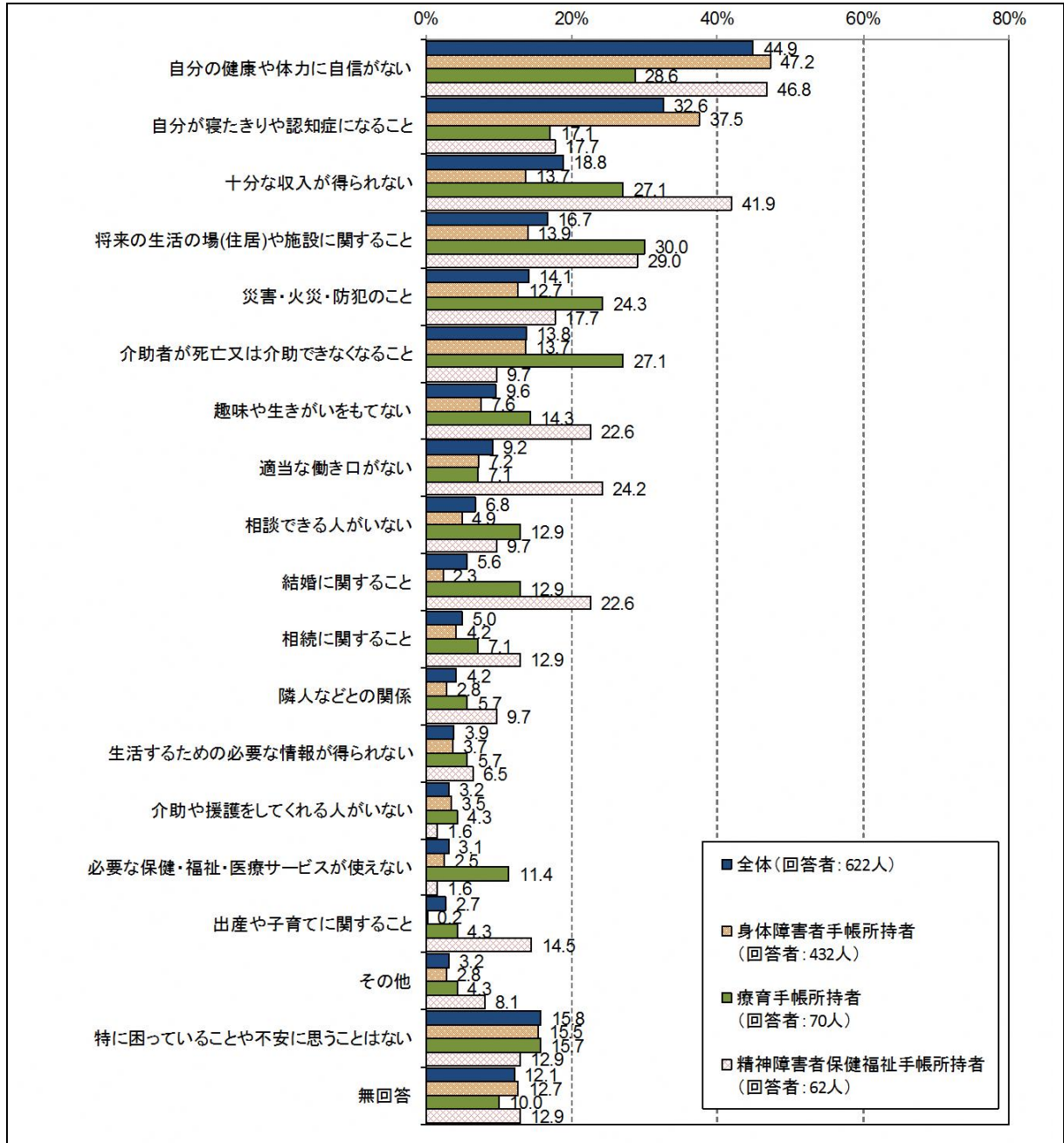
障がいの原因には、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「後天性疾病」、療育手帳所持者は「先天性障がい」がそれぞれ最も多くなっています。

●障がいの原因は何ですか（あてはまるものすべてに○）



現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、全体では「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く挙げられています。

●現在の生活で困っていることや不安に思っていること（あてはまるものすべてに○）

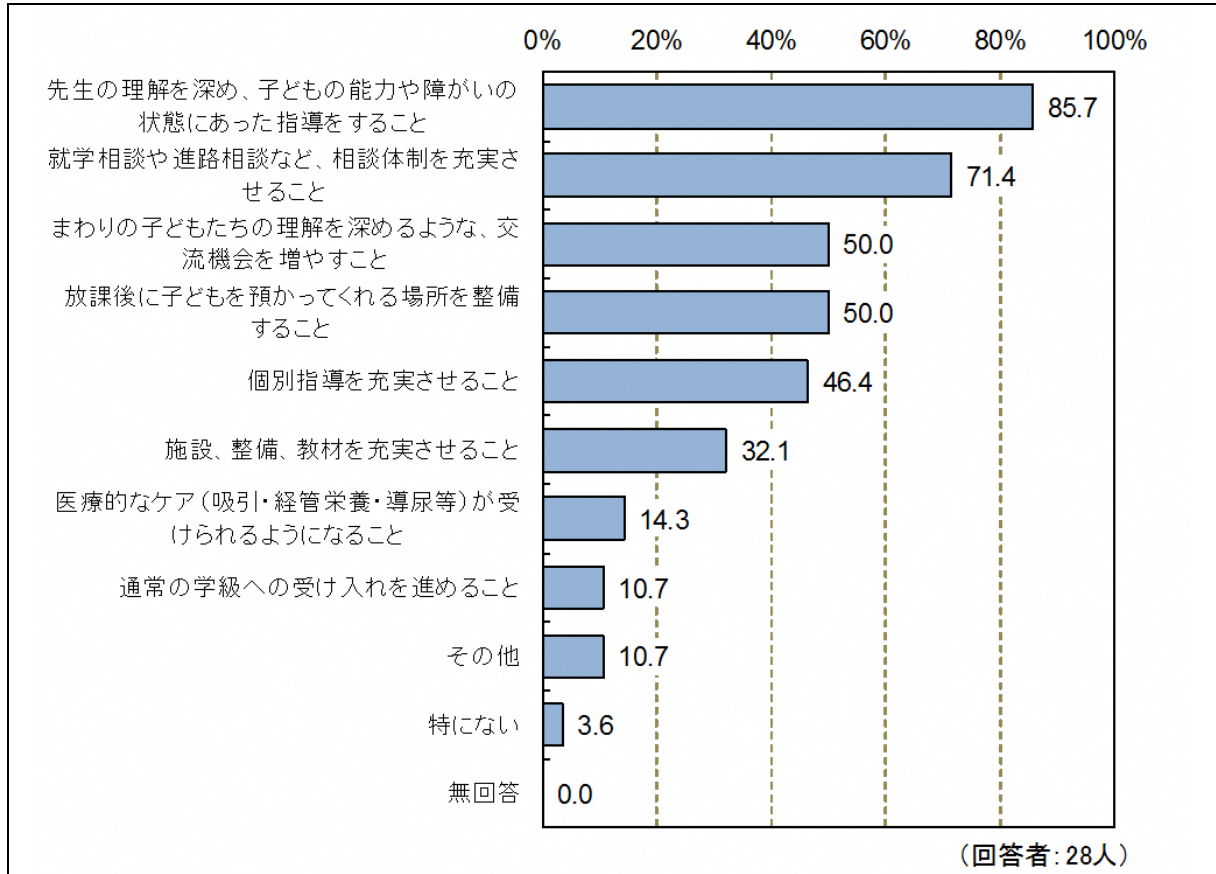


障がいの原因となる病気を予防することをはじめ、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどが求められます。

(4) 障がいのある子どもの保育・教育

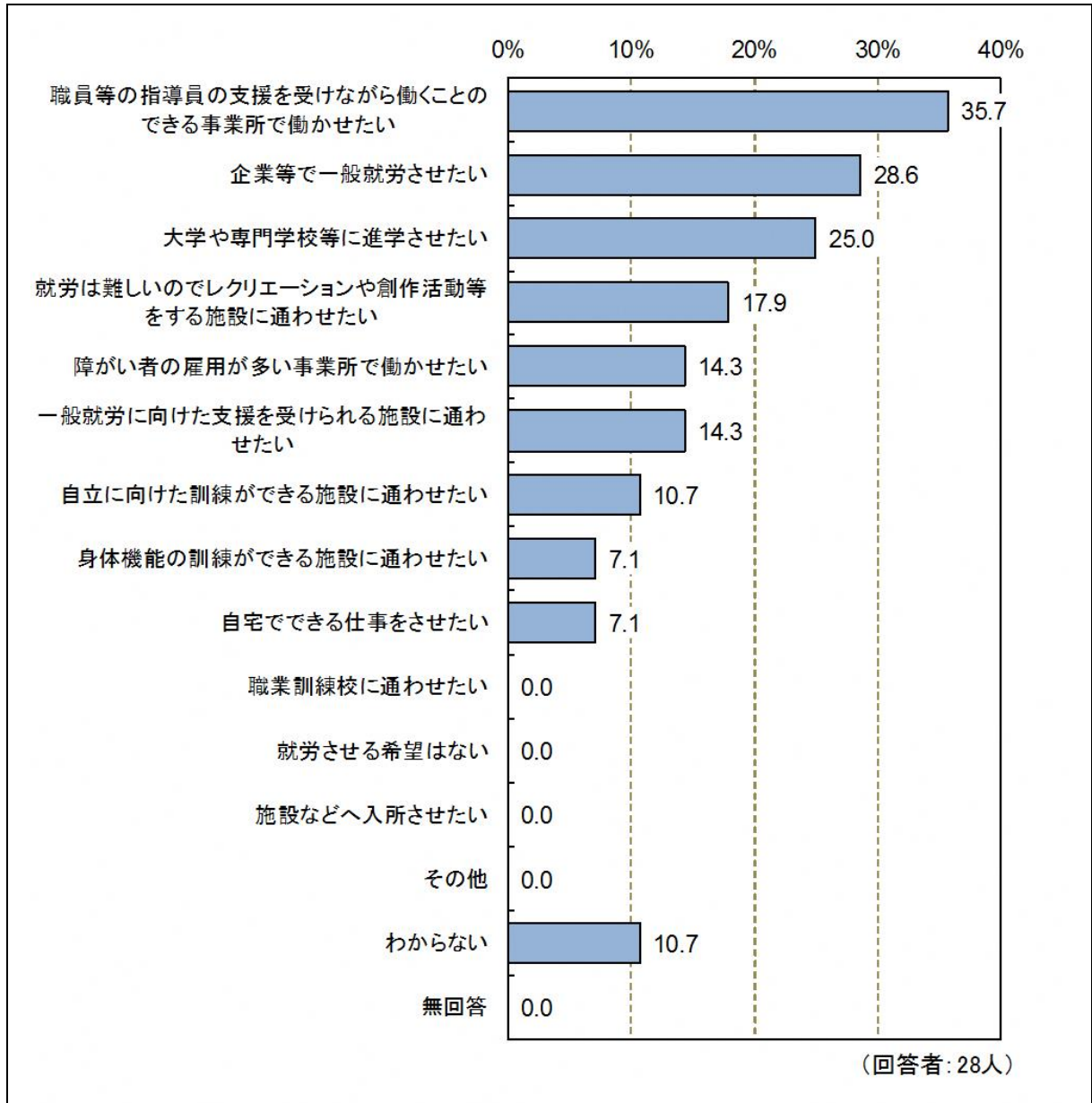
通園・通学していると回答した人に、障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいと思うことを尋ねたところ、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」が特に多く挙げられています。

●障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいと思うこと（あてはまるものすべて〇）



希望する進路については、「職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働かせたい」「企業等で一般就労させたい」「大学や専門学校等へ進学させたい」が多く挙げられています。

●今後障がいのあるご本人に、どのような進路を希望しますか（あてはまるもの2つまでに○）

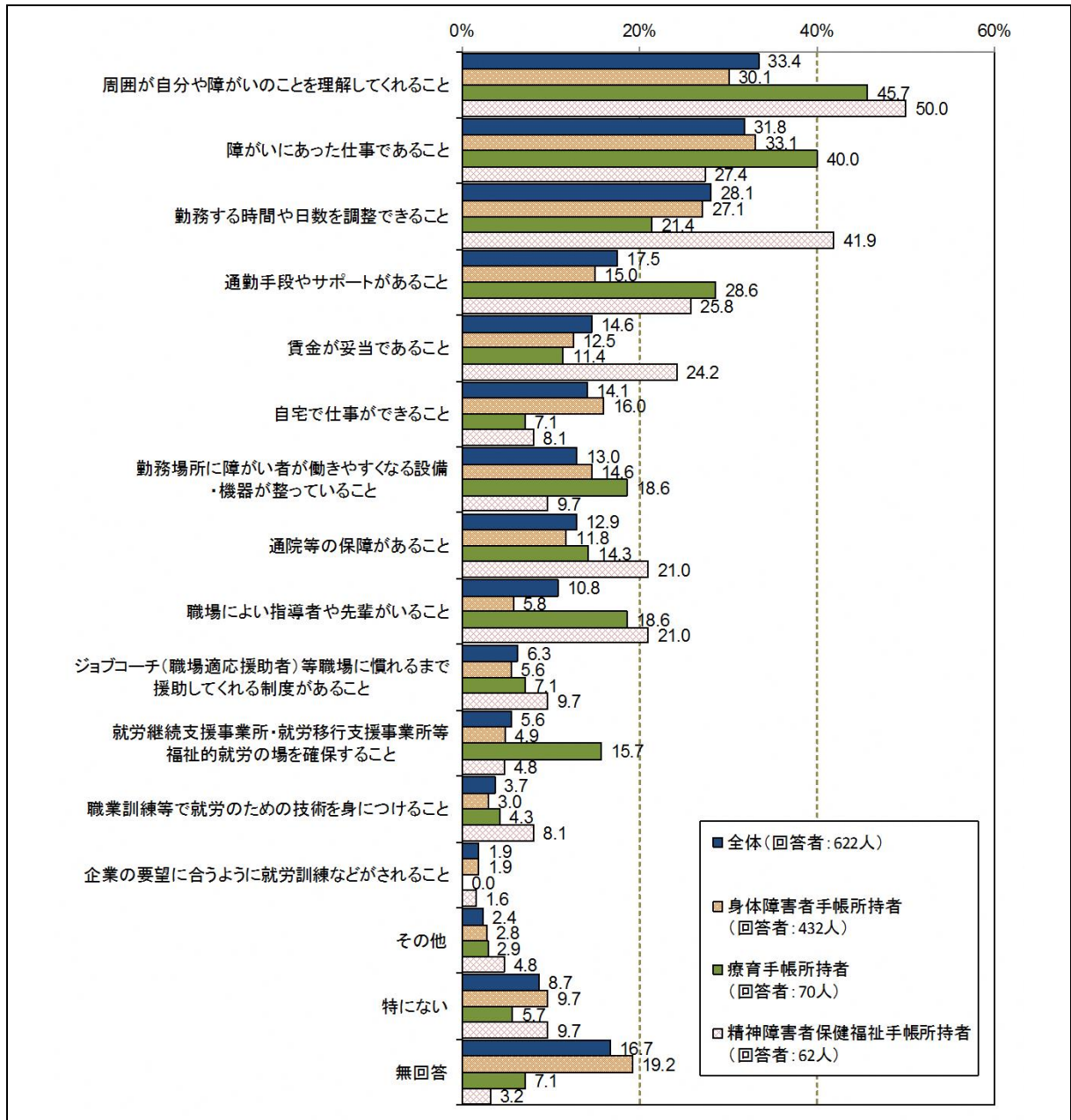


障がいのある子ども一人ひとりが社会的に自立した生活を送ることができるよう、近隣の特別支援学校と地域の保育園・幼稚園・学校が連携しながら保育・教育の充実を図り、障がいの状況や特性等にに応じた一人ひとりの能力や可能性を伸ばす教育の推進を図る必要があります。

(5) 障がい者の就労と雇用

障がいのある人が働くために必要な環境について、障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「障がいにあった仕事であること」、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」が最も多くなっています。そのほか、療育手帳所持者は「障がいにあった仕事であること」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「勤務する時間や日数を調整できること」も多く挙げられています。

●障がい者が働くためにどのような環境が整っていることが大切か（3つまでに○）

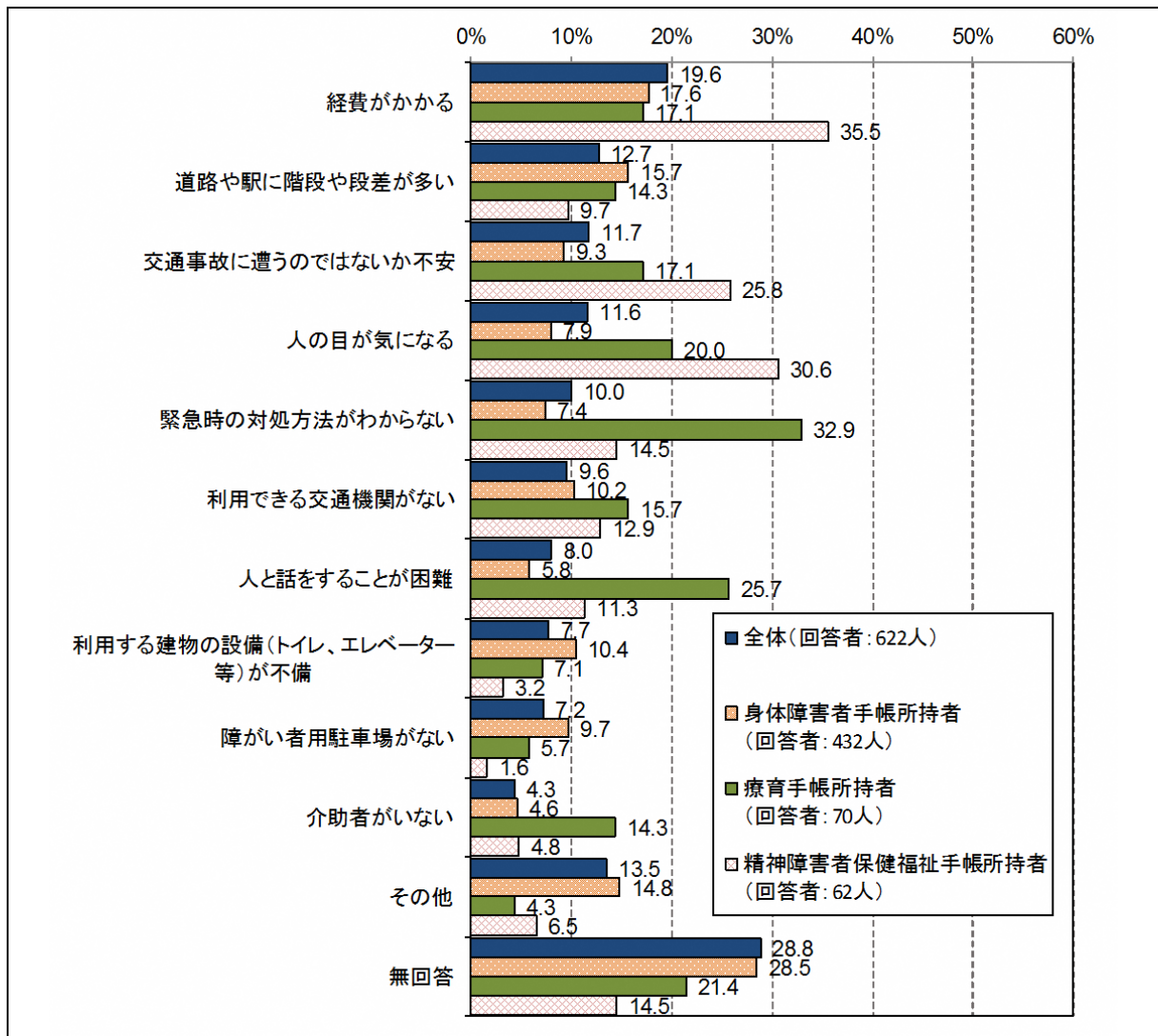


障がいの特性や状況に応じた多様な支援が必要であることから、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの構築を目指す必要があります。

(6) 障がい者の外出状況と生活環境

外出するうえで困ることについて、障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者では「経費がかかる」が最も多くなっています。療育手帳所持者では「緊急時の対処方法がわからない」「人と話すことが困難」、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「経費がかかる」、「人の目が気になる」、「交通事故に遭うのではないかと不安」などが多く挙げられています。

●外出のとき、又は外出しようとする上で困ること（あてはまるものすべてに○）

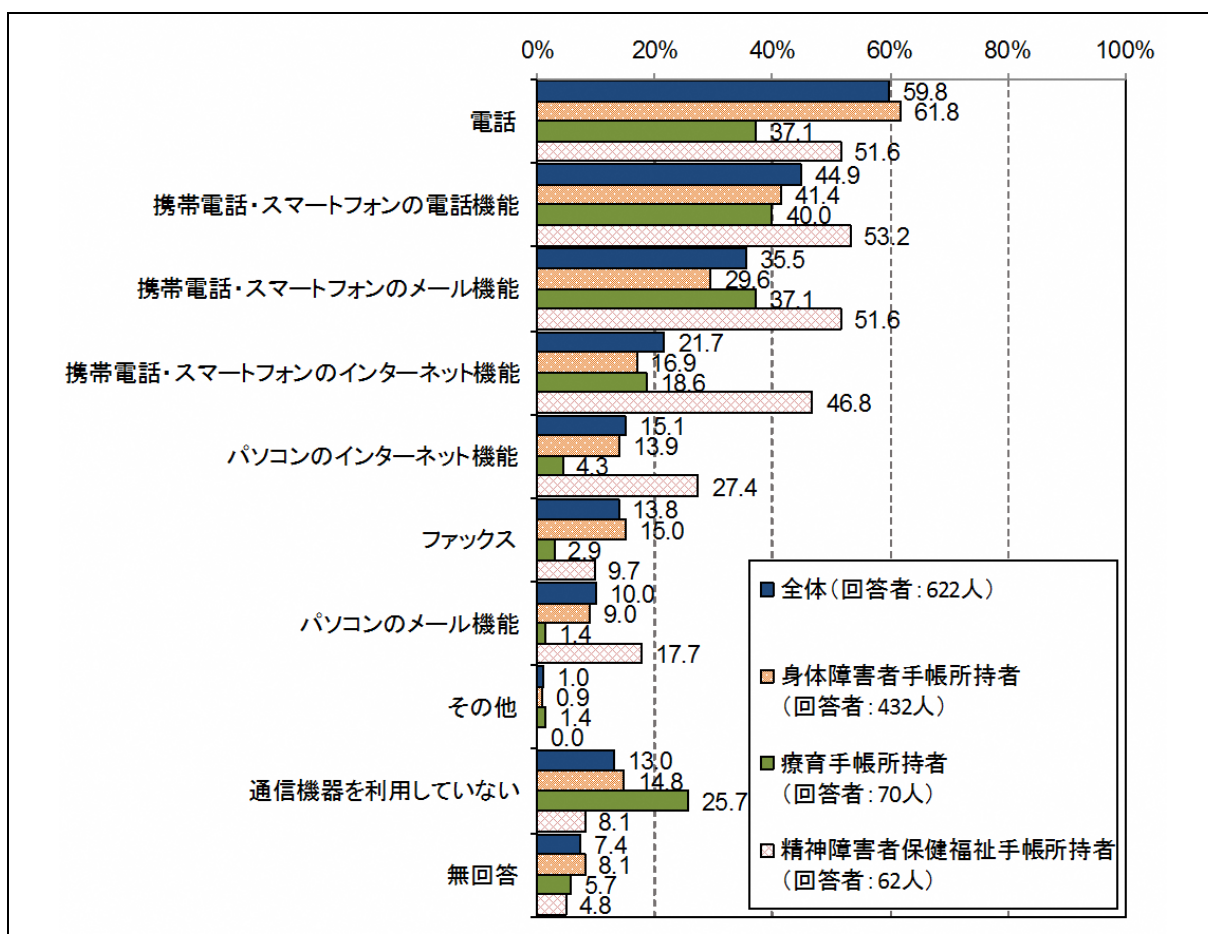


障がいがある人が一般の人と同様に快適な生活を送るためには、移動手手段の改善などを図ることが必要であり、公共施設などのハード面でのバリアフリー化に加えて地域社会の障がいに対する理解などソフト面でのバリアフリー化の推進も必要です。

(7) 障がい者の情報取得・通信手段

障がいのある人の利用している通信機器について、障がい別みると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者いずれも「電話」がそれぞれ最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「携帯電話・スマートフォンの電話機能」「携帯電話・スマートフォンのメール機能」をはじめ、利用する通信機器の回答割合が他の障がいに比べて高くなっています。

●現在、あなたが利用している通信機器等はどれですか（あてはまるものすべてに○）

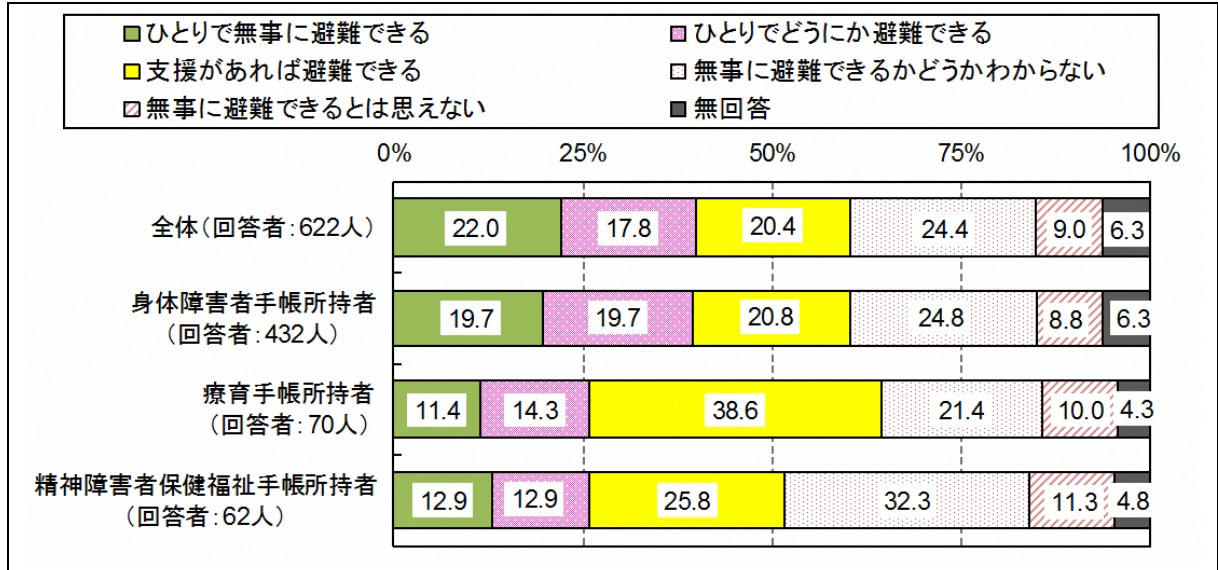


携帯電話・スマートフォンのメールやインターネット機能の利用が増えていることから、災害発生時や緊急時などの情報伝達の手段として活用する必要があります。また、視覚障がいや聴覚障がいなどの障がい特性に配慮した通信手段や情報提供媒体の活用を図る必要があります。

(8) 災害時の心配

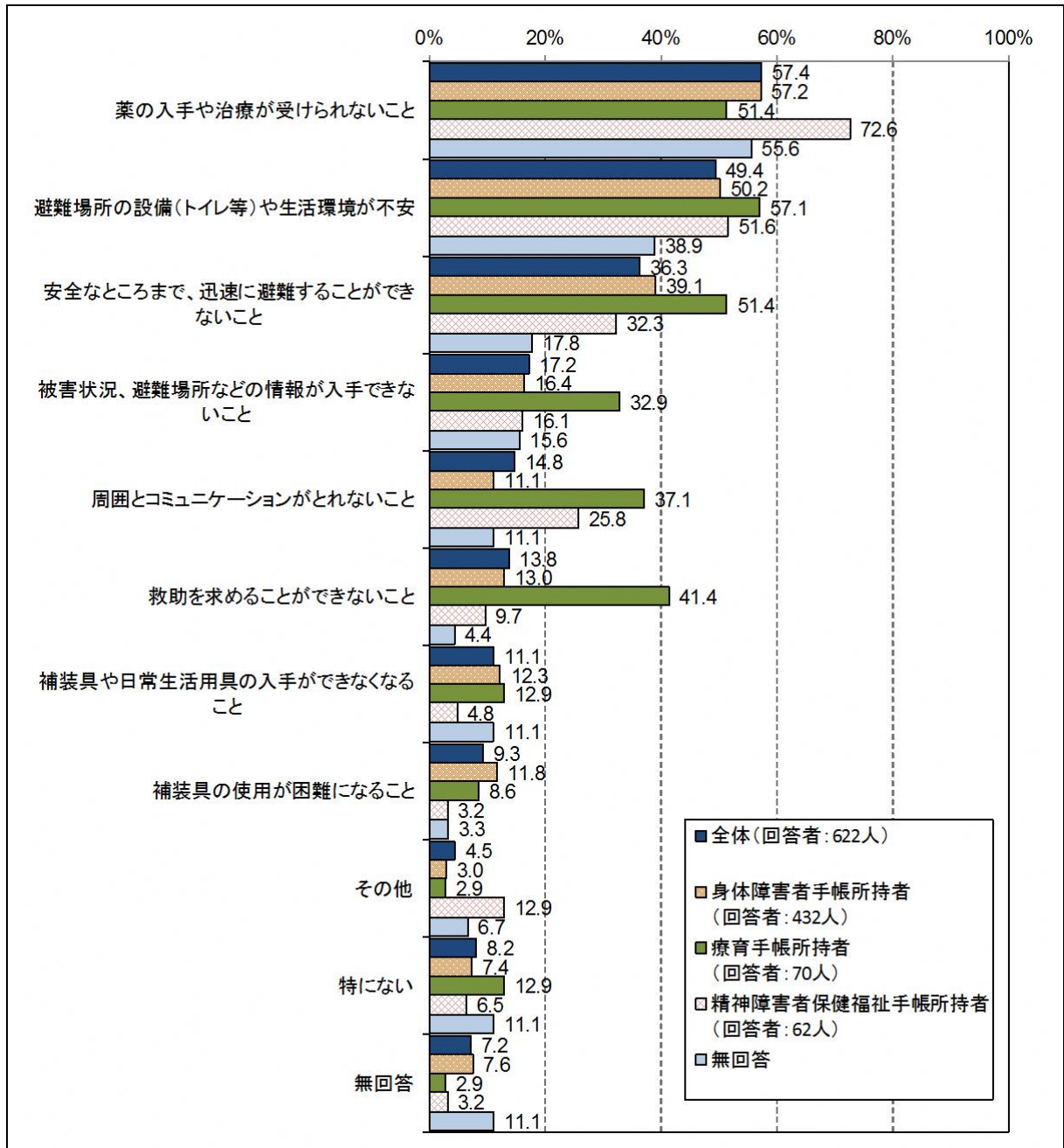
災害時に『ひとりで避難できる割合』（「ひとりで無事に避難できる」と「ひとりでどうにか避難できる」の合計）は 39.8%となっています。障がい別に『ひとりで避難できる割合』をみると、身体障害者手帳所持者では 39.4%、療育手帳所持者では 25.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 25.8%と、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が相対的に低くなっていることが分かります。

●災害が起こった場合、無事に避難できると思うか（1つ）



また、災害が起きたときの心配ごとについて、障がい別にみると、いずれも「特にない」はわずかであり、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「薬の入手や治療が受けられないこと」が最も多く、療育手帳所持者では「避難場所の設備や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができないこと」などが多く、それぞれが有する障がいによって災害時に様々な心配を抱いている現状がうかがえます。

●地震などの大規模な災害が起きたときの心配は何か(あてはまるものすべて)



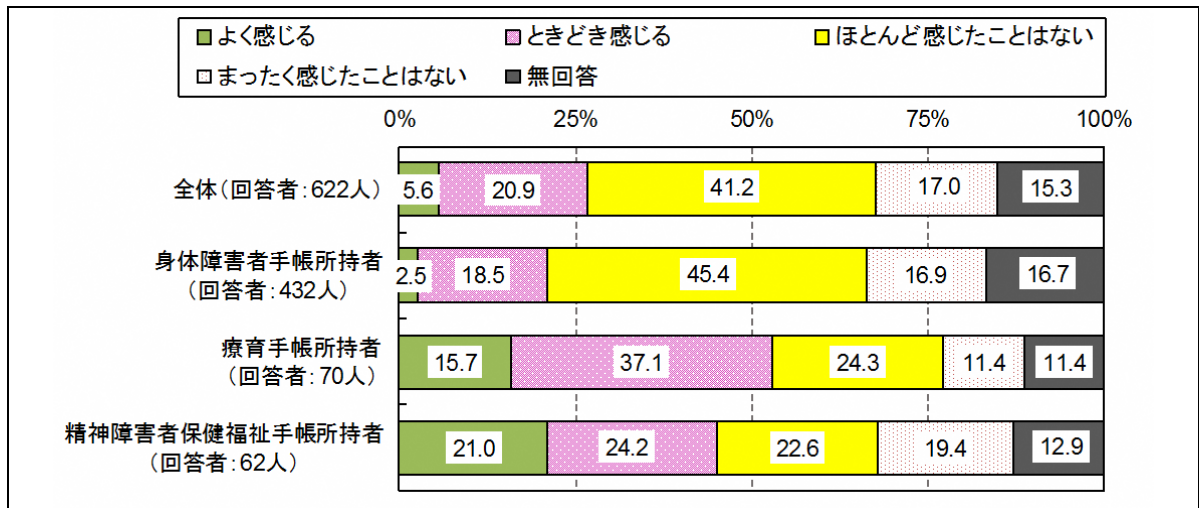
東日本大震災や大雨被害などを経て、障がい者など災害時要支援者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。災害等に対する障がい者の不安を可能な限り取り除けるよう、災害時対応の充実に努めるほか、日々の防災対策や防犯対策の充実に取り組む必要があります。

(9) 障がい者への差別や偏見・障がい者への理解

①障がい者への差別や偏見・障がい者への理解

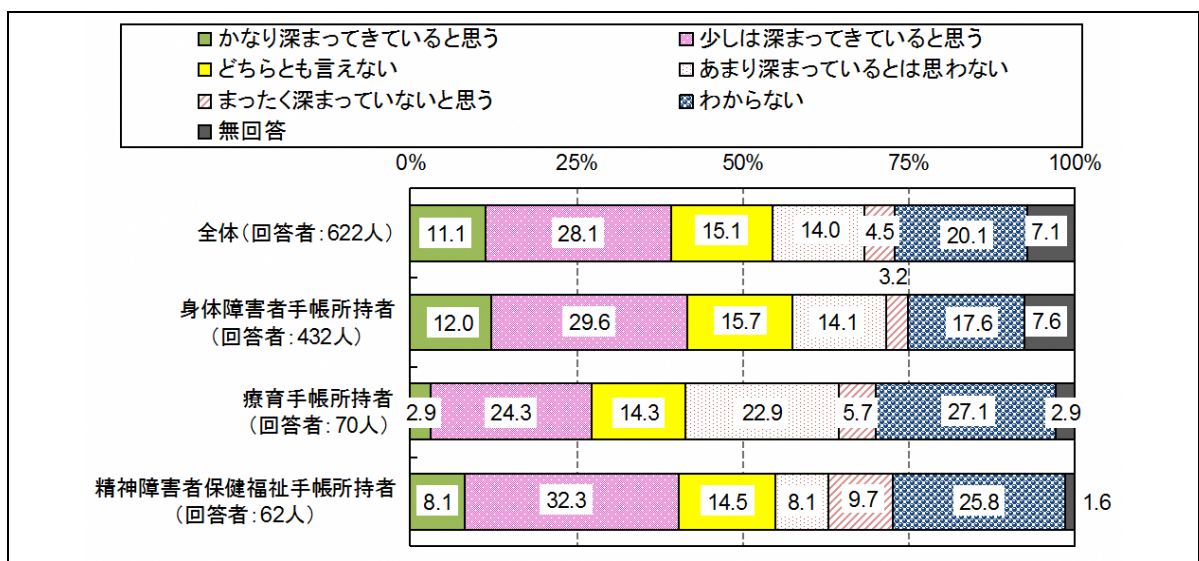
『日常で差別や偏見、疎外感を感じる割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は全体では 26.5%となっています。障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では 21.0%、療育手帳所持者では 52.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 45.2%と、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者の回答割合が相対的に高くなっています。

●日常生活において差別や偏見、疎外感を感じることもあるか（1つ）



ここ数年で障がいのある人への理解が深まったと思うか尋ねたところ、『深まったと思う割合』（「かなり深まってきていると思う」と「少しは深まってきていると思う」の合計）は 39.2%となっています。障がい別にみると、療育手帳所持者では 27.2%と相対的に低いことがわかります。

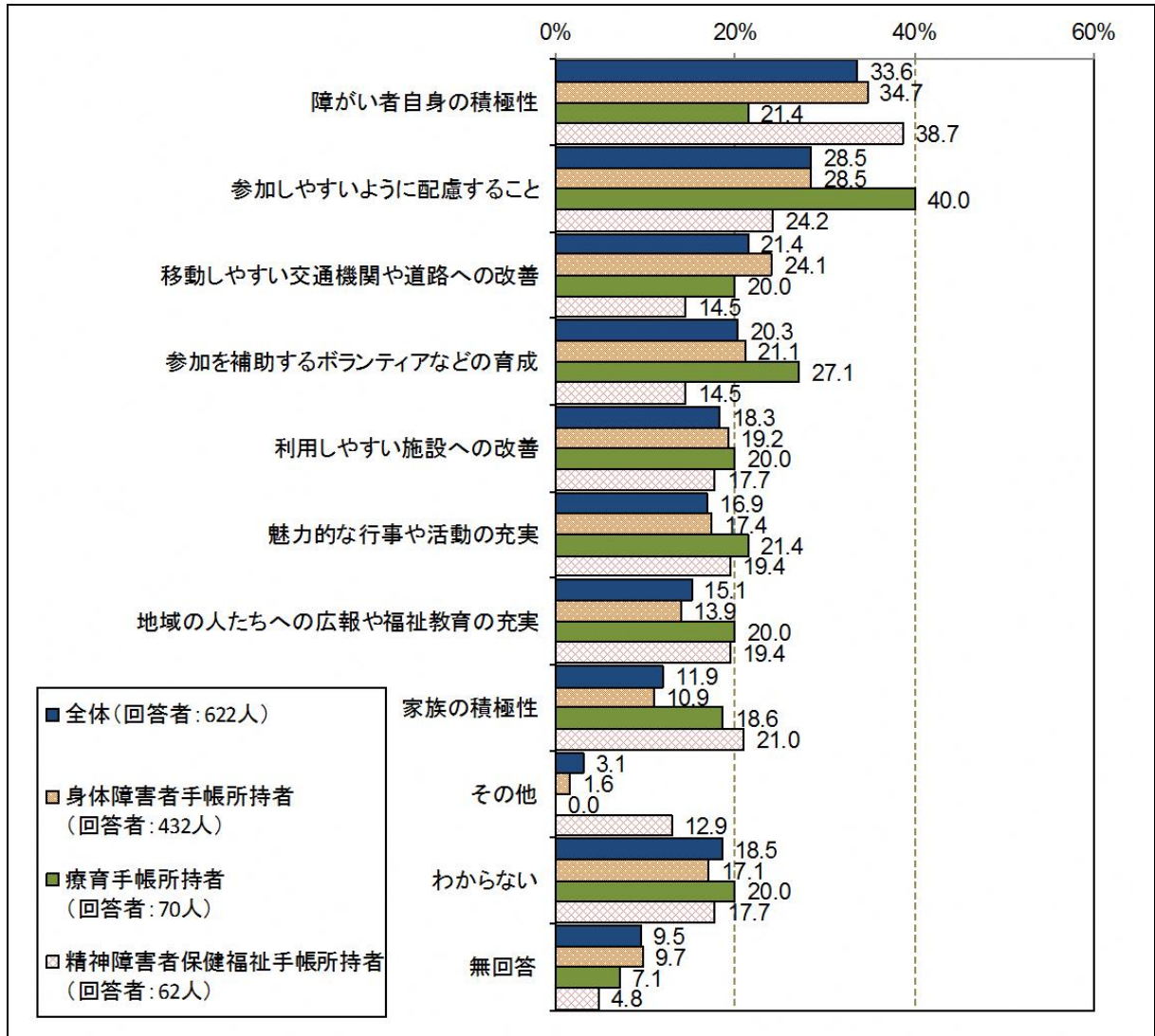
●ここ数年で、社会全体で障がいのある人への理解が深まってきていると思うか（1つ）



②障がい者の社会参加の課題

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことについて、障がい別にみると、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい者自身の積極性」、療育手帳所持者では「参加しやすいように配慮すること」が最も多くなっています。

●障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（3つまで）

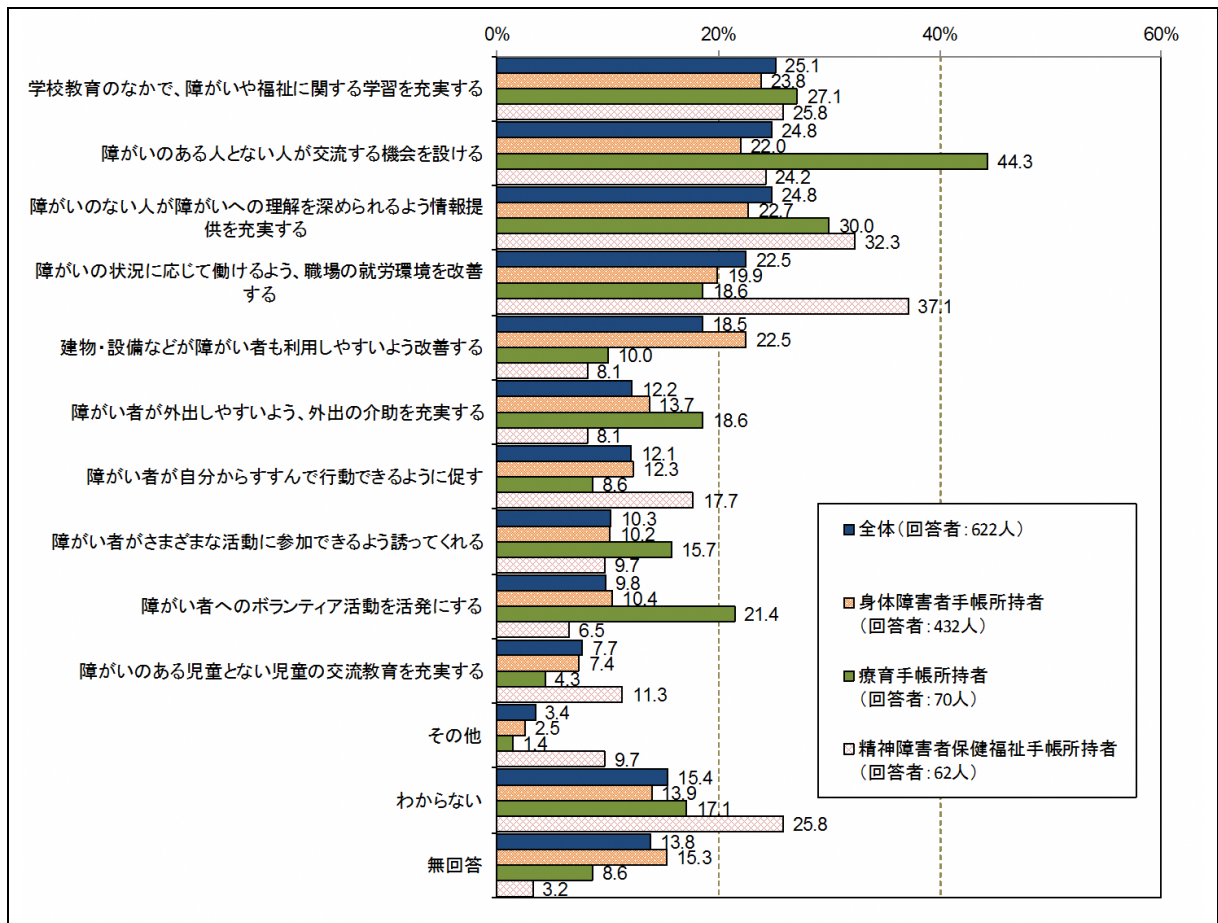


障がい者、中でも特に知的障がい者や精神障がい者は、日常生活においていまだ差別や偏見、周囲の理解の乏しさを感じており、その解消を目指していくことが求められます。さらに、社会参加に向けた周囲の配慮や障がい者自身の積極性を引き出していく必要があります。

(10) ともに暮らす地域づくりに向けて

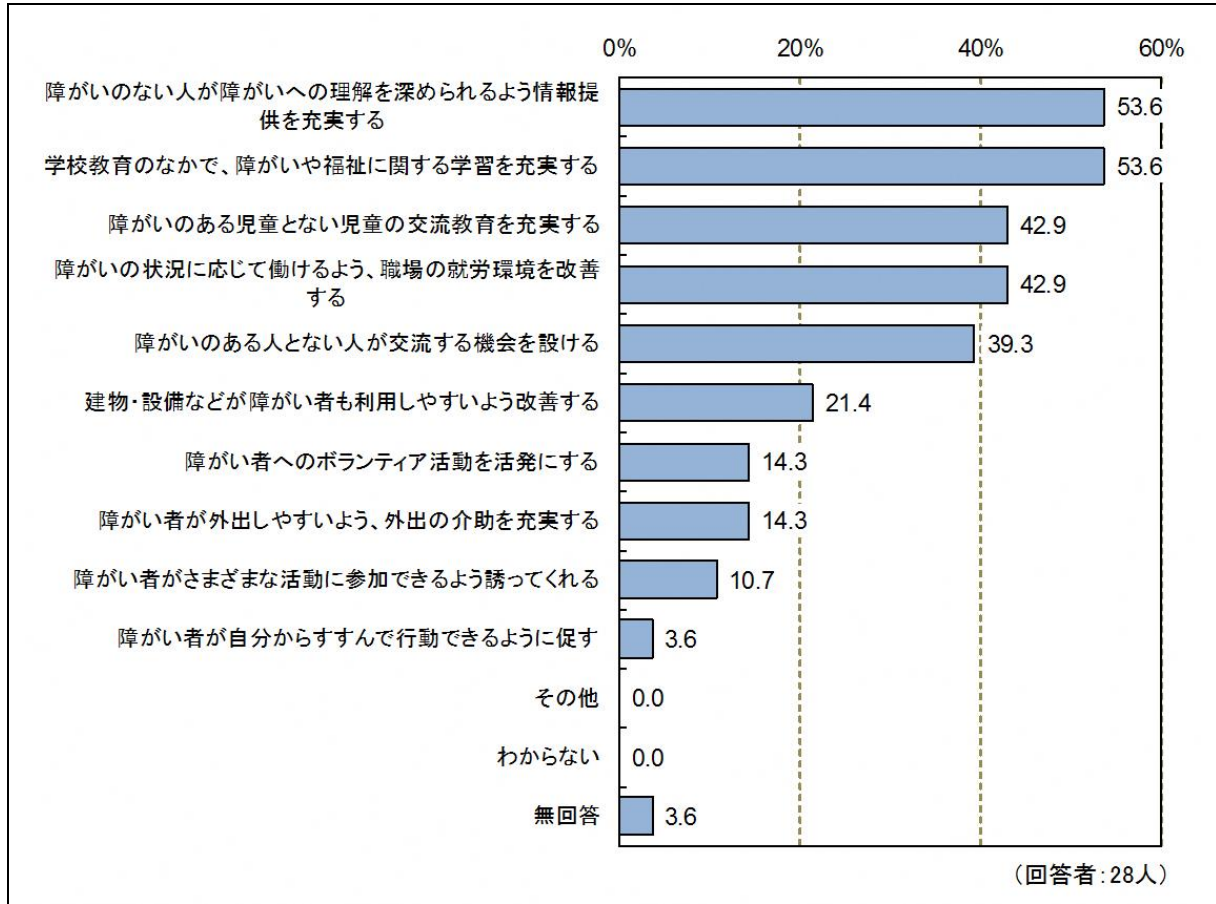
障がいのある人となない人が相互に理解し、共に生きる社会をつくっていくために必要なことについて、障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「学校教育のなかで、障がいや福祉に関する学習を充実する」、療育手帳所持者では「障がいのある人となない人が交流する機会を設ける」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」がそれぞれ最も多くなっています。

●障がいのある人となない人が共に生きる社会をつくっていくために必要だと思うこと（3つまで）



また、障がいのある子どもの保護者からは、「障がいのない人が障がいへの理解を深められるよう情報提供を充実する」、「学校教育のなかで、障がいや福祉に関する学習を充実する」、「障がいのある人とない人が交流する機会を設ける」、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が特に多く挙げられています。

●障がいのある人とない人が共に生きる社会をつかっていくために必要だと思うこと（3つまで）



障がいのある人もない人も、互いに尊重しながら共に暮らせる温かな地域を築いていくため、地域社会はもちろん、学校や職場も含め、すべての年代における町民の理解や配慮を促進していくことが必要です。

第3章 第5期計画の方向性

1 第4期計画の目標達成状況

(1) 「障がい者の保健・医療」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①乳幼児健康診査 (受診率) 【健康長寿課】	1歳6か月健診 100% 2歳児キッズ教室 96% 3歳児健診 100%	のびのびbaby教室 77.6% 1歳6か月健診 99.2% 2歳児キッズ教室 97.5% 3歳児健診 99.6%	のびのびbaby教室 新規 1歳6か月健診 99.2% 2歳児キッズ教室 101.6% 3歳児健診 99.6%
②乳児委託健康診査 【健康長寿課】	受診率 100%	受診率 100%	100%
③育児不安を持つ 母親への支援事業 【子育て支援センター】	開設数 4か所	開設数 4か所	100%
④新生児・乳児訪問 【健康長寿課】	実施率 100%	実施率 100%	100%
⑤子育て自主 サークルの育成 【子育て支援センター】	5グループ	3グループ	60%
⑥健康診査 (受診率) と保健 師等による訪問指導 【健康長寿課】	特定健診 70% 成人訪問 350回/年	特定健診 51.2% 成人訪問 175回/年	特定健診 73.1% 成人訪問 50.0%
⑦必要な医療についての 支援及び心の悩み相談 の充実 【福祉・子ども課】	定例 5回 10人/年間	定例 5回 8人/年 ※随時相談は 実人数82人、延べ327人	100% 80%
⑧精神障害者家族会への 支援 (あすなろ会) 【福祉・子ども課】	20回 延べ60人/年	24回 延べ63人/年	120% 105%
⑨精神障害者当事者会への 支援 (どんぐりの会) 【福祉・子ども課】	定例 12回 延べ50人/年	12回 延べ55人/年	100% 110%
⑩精神保健ボランティア 育成 (やまゆりの会) 【福祉・子ども課】 【社会福祉協議会】	会員 25人 活動 60回 延べ 300人/年	会員 19人 活動 52回 延べ 331人/年	会員 76% 活動 86.7% 延べ 110.4%

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
⑪難病対策相談 【福祉・子ども課】	保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施	—
⑫重度障がい者等 交流事業 【社会福祉協議会】	1回	1回	100%

「障がい者の保健・医療」分野において、成果目標の達成状況からは、多くの事業で目標達成率は100%前後となっていますが、子育てサークルの育成支援、特定健診受診率の向上、必要な医療支援・心の悩み相談の充実、精神保健ボランティアの会員数の増加を図っていくことが今後の課題と言えます。

(2) 「障がい児の教育・育成」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①障がい児保育 【福祉・子ども課】	町内全保育園で対応 随時受付	9名	—
②就学指導委員会 (就学指導及び教育相談) ※H30年度から「教育支援委員会」に改称 【学務課】	年3回	年3回	100%
③ことばの教室(言語訓練) 【学務課】	就学児童 1か所 幼 児 1か所	就学児童 1か所 幼 児 1か所	100%

「障がい者の教育・育成」分野の成果目標は達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(3) 「障がい者の生活支援」分野

「障がい者の生活支援」分野では、サービス等の実施計画である障がい福祉計画において、目標となる数値を多数定めていたことから、障がい者プランでは成果目標を設定しませんでした。

(4) 「障がい者の雇用・就労」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①福祉施設からの 一般就労への移行 【福祉・子ども課】	2人	6人	300%
②就労移行支援事業の 利用者数 【福祉・子ども課】	8人	15人	188%

「障がい者の雇用・就労」分野においては、成果目標は達成しておりますが、今後も一般就労への移行と就労移行支援事業の利用の推進に取り組んでいくことが必要です。

(5) 「障がい者のためのスポーツ・レクリエーション及び文化活動」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①関係団体地域交流会 (身体障害者協議会、 手をつなぐ親の会等の交流会) 【社会福祉協議会】	年3回	年3回	100%

「障がい者のためのスポーツ・レクリエーション及び文化活動」分野の成果目標は達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(6) 「障がい者のためのまちづくり」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27～29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①福祉タクシー事業の実施 (地域生活支援事業※町単独事業) 【福祉・子ども課】	245人	226人	92.3%
②移動支援事業の実施 (地域生活支援事業) 【福祉・子ども課】	9人 654時間	9人 356時間	100% 54.5%

「障がい者のためのまちづくり」分野においては、実績が目標を下回った移動支援事業の充実に今後も取り組んでいくことが必要です。

(7)「啓発・広報活動」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27~29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①「やはばのふくし」の発行 【社会福祉協議会】	年4回	年4回	100%
②視覚障がい者等への 「声の広報」 【社会福祉協議会】	年12回 対象者6人	年12回 対象者2人	100% 33%
③「矢巾町障がい者福祉ガイドブック」の発行・配布 【福祉・子ども課】	新規障害者手帳取得者 及び障がい福祉サービス受給者へ配布	実施	100%
④「矢巾町健康福祉まつり」・「ふれあい広場」における障がい者 団体・施設等の活動紹介 【社会福祉協議会】	年2回	年2回	100%

「啓発・広報活動」分野の成果目標は概ね達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(8)「ひとづくり」分野

事業名等 【所管】	第4期計画目標値 (平成27~29年度)	平成28年度実績	★目標達成率
①福祉ボランティア団体の育成 【社会福祉協議会】	31団体	30団体	96.8%

「ひとづくり」分野の成果目標は概ね達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

2 第5期計画の基本的考え方

(1) 基本理念

第5期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第1期矢巾町障がい児福祉計画では、計画の基本理念と基本方針を次とおり掲げます。

【計画の基本理念】

障がいのある人もない人も、
地域社会で共に暮らす社会づくり

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」こそ、本町の考える地域社会のあるべき姿です。

その実現に向け、障がいのある人が、自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加できるよう、各種支援制度や事業の実施、サービス提供等の面における行政側の更なる支援の充実を図ります。

そして、地域では、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、正しい認識のもと、自分にできる障がい者支援は何かを考え、日々の暮らしで実際に取り組みられるようにすることが大切です。

障がいのある人が地域の中で安心して暮らせることは、本町が豊かな地域社会であるひとつの証です。すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指します。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下のように掲げます。

◆基本目標1 障がい者が自己選択・決定ができる環境づくり

「インクルージョン」の推進の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する存在として主体的に捉え、支援施策は障がい者本人やその家族等の意見を聴き、その意見をできる限り尊重します。

障がい者の適切な意思決定とその意思の表明の支援のため、当事者やその家族が生活全般にわたって様々な相談ができ、必要なサービス利用につながるよう相談支援体制等の充実を図ります。

※インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方

◆基本目標2 アクセシビリティの向上と心のバリアフリー化の推進

今後、周囲の更なる理解が求められる発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視覚・聴覚障がいに対する啓発を図るとともに、障がい者の活動を制限し、社会参加の妨げとなる物理的障壁、地域の慣行・観念・差別等の社会的障壁の除去を推進します。

障がいの有無にかかわらず、日々の暮らしの中で町民が互いを尊重し、思いやりながら自然に交流が図られるよう、広報・啓発活動等により社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と町民の心のバリアフリー化を推進します。

◆基本目標3 障がい者本位の総合的かつ分野横断的な支援の充実

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえた上で、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を行います。

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりを推進します。

障がい者が生活で直面する困難の解消はもちろん、障がい者の自立と社会参加の観点も含めた総合的な支援を推進します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと

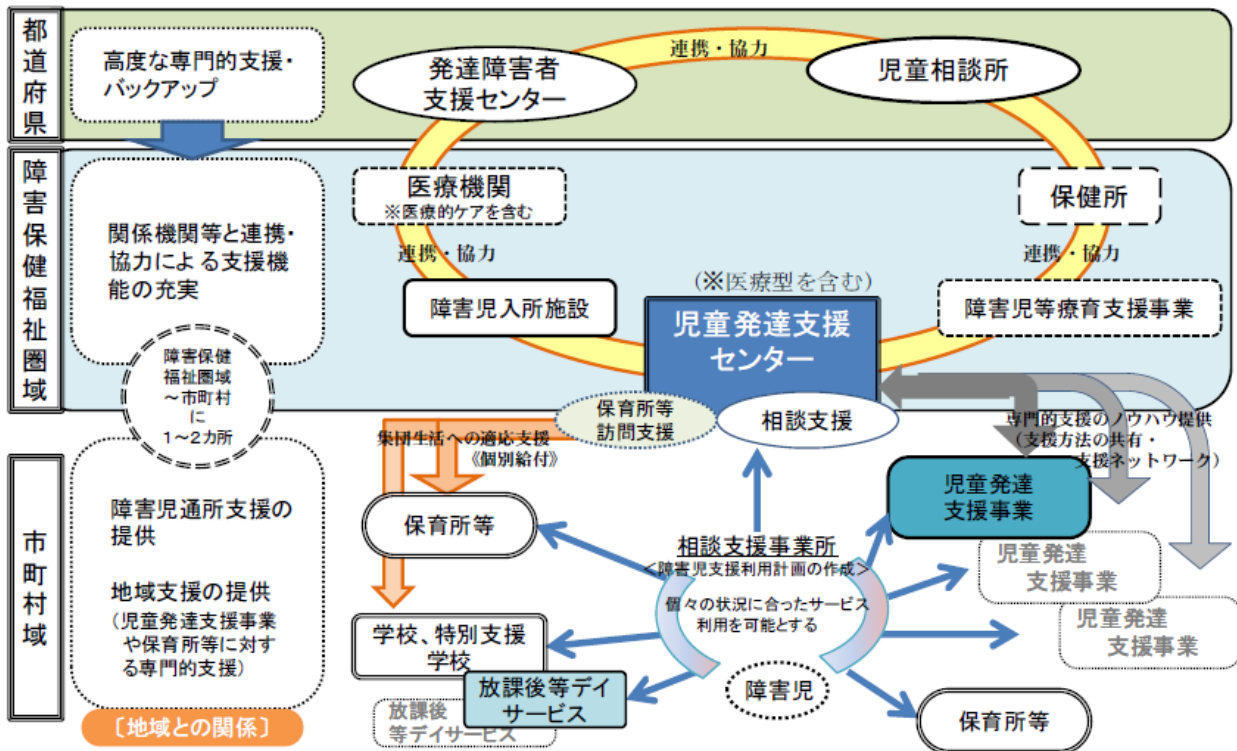
(3) 第5期計画の重点事業

障がい児の増加や障がいの多様化に対応する必要性などを踏まえ、第5期計画では、「児童発達支援センターの設置」を重点事業とします。

重点事業

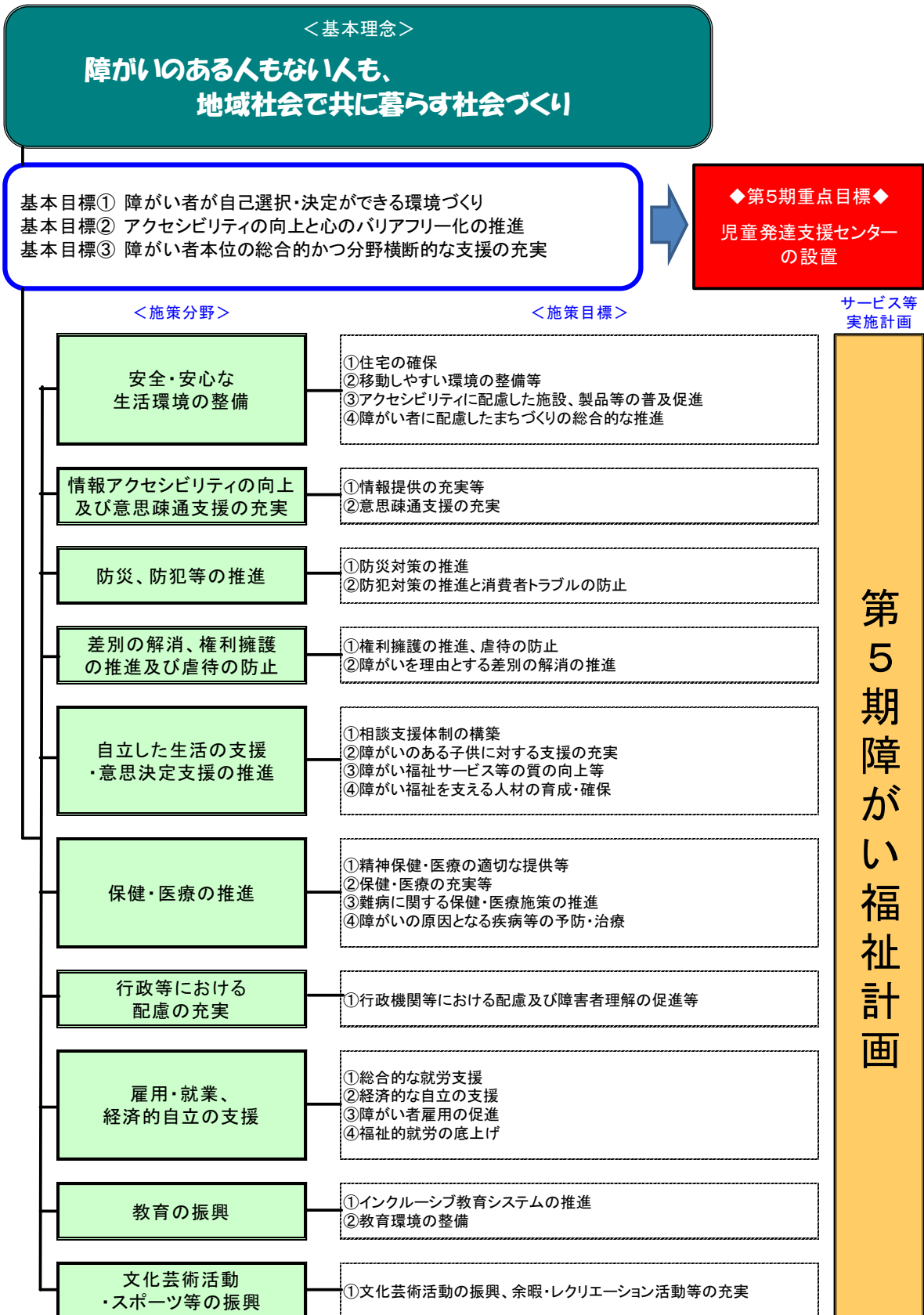
児童発達支援センターの設置

障がい児支援体制の充実を推進するための中核的事業として、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場の提供を目的に、本町では平成32年度を目標に「児童発達支援センター」を設置します。



3 施策の体系

計画の基本理念、基本目標のもと、本計画の施策の体系を次のように定めます。



第 2 編

第5期 障がい者プラン

第1章 安心・安全な生活環境の整備

施策目標 1 住宅の確保

【施策の方針】

障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営むためには、生活の拠点となる住まいが必要です。その住まいがそれぞれの障がいに配慮され、暮らしやすいものとなるよう住環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	グループホームの利用促進	福祉・子ども課
	○障がい者が日常生活上の支援や相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供事業者の充実に努めます。	
2	住宅改修の支援	福祉・子ども課
	○地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅を改修する際の相談対応と改修費用の一部助成を行います。	
3	一般住宅の入居支援	福祉・子ども課
	○民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業に努めます。 ○住宅入居等支援事業について、委託事業所との連携により、事業の適正な実施を目指します。	
4	民間住宅の整備支援	福祉・子ども課
	○障がい者が自宅などを建築・改修する際に、情報を提供し相談に応じる体制づくりを進めます。	
5	町営住宅の整備	道路都市課
	○町営住宅の維持管理に際し、障がいに配慮した設計を取り入れ、障がい者が暮らしやすいよう配慮します。	福祉・子ども課

施策目標2 移動しやすい環境の整備等

【施策の方針】

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会に参加しやすい環境の実現をするため、移動支援サービスの充実のほか、公共交通機関及び関連施設の充実とバリアフリー化の促進を図ります。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	移動支援の充実	福祉・子ども課
	<p>○移動に支障のある障がい者が不自由なく利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行います。</p> <p>○利用の対象となる方へタクシー利用券の配布または移動支援サービスの提供を行います。</p>	
2	リフト付き自動車利用制度の周知	社会福祉協議会
	<p>○社会福祉協議会が実施しているリフト付き自動車利用制度を、より多くの人が利用できるよう周知を図ります。</p>	
3	公共交通機関のバリアフリー化等の促進	企画財政課 福祉・子ども課
	<p>○障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交通機関の確保に努めます。</p> <p>○バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車椅子でも利用しやすい交通機関の充実を求めています。</p>	
4	交通安全対策の充実	総務課
	<p>○交通事故による後遺障がい未然に防ぐため、交通安全に対する事業や啓発・広報を充実させます。</p>	

施策目標3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

【施策の方針】

障がいの有無を問わず、子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して利用しやすい施設、製品等の普及を目指し、計画的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	関係課
	○誰もが利用できる公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター・多機能トイレ・スロープなどを逐次設置し、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	
2	公園の整備	道路都市課 福祉・子ども課
	○新たに整備を行う公園は、障がい者の要望を踏まえながら、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等を検討していきます。	
3	民間施設のバリアフリー化の促進	福祉・子ども課 道路都市課
	○民間施設整備の際、「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」の設置基準を遵守するよう、適切な助言と指導を行います。	

施策目標 4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【施策の方針】

誰もが安心して暮らすことができる安心・安全なバリアフリーのまちづくりを目指し、地域連携の強化及びハード面・ソフト面を一体的に取り組み、障がい者や高齢者等の社会参画の拡大を推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	主要道路・歩道等の整備 ○主要な生活関連経路を構成する道路において、障がい者の要望を踏まえながら、道路の利用形態を考慮し、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善や整備を検討していきます。	福祉・子ども課 道路都市課
2	信号機・道路標識等の整備 ○信号機や道路標識についても、それぞれの要望を調査し、音響装置付信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置、見やすくわかりやすい道路標識等の整備も含めて公安委員会に要望していきます。	総務課 福祉・子ども課 道路都市課

第2章 情報アクセシビリティの向上

※情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

施策目標 1 情報提供の充実

【施策の方針】

障がいのあるすべての人が必要な情報にストレスを感じることなく、たどり着ける環境づくりを行います。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	デジタルデバイドを是正するシステム・環境づくり ○障がい者のデジタルデバイド（情報格差）を是正し、介護や生活情報の入手、コミュニケーション手段の確保にIT活用を検討します。 ○災害発生や緊急時の場合に、避難準備情報や危険地域などの情報を伝達し速やかに避難を開始できる環境づくりのため、「防災ラジオ」の広報活動をします。 ○障がい特性に配慮した情報伝達の体制構築のため、ボランティア等の協力も得ながら、分かりやすい文章の作成に努めるとともに、使用する色にも配慮するなど色覚異常のある人へも配慮したホームページ運用を検討します。	総務課 企画財政課 福祉・子ども課
2	「声の広報」の推進 ○視覚障がいのある人に配慮した、町ホームページ上での広報の音声化を検討します。 ○重要な文書や案内文書などの音声化など、障がいの特性に配慮した広報伝達に努めます。 ○カセットテープ、CDによる「声の広報」は、町社会福祉協議会のボランティア活動として実施していますが、今後も社会福祉協議会と連携を図り、引き続き事業を実施します。	企画財政課 社会福祉協議会
3	情報発信機会の充実 ○障がい者及び障がい者団体の相互交流や自立に向けて行う「社会参加事業」や「各種行事等」への参加を促進のため、町ホームページを積極的に活用します。	企画財政課 福祉・子ども課

※デジタルバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差

施策目標 2 意思疎通支援の充実

【施策の方針】

情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

【主要施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	意思疎通支援事業の充実	福祉・子ども課 社会福祉協議会
	○手話通訳者の派遣事業を行うほか、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを支援します。	
2	情報機器の給付	福祉・子ども課
	○日常生活用具の給付事業を通じて、障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。	

第3章 防災、防犯等の推進

施策目標 1 防災対策の推進

【施策の方針】

自力避難の困難な障がいのある人をはじめ、障がい者に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
1	防災対策の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ○上位計画である「矢巾町地域防災計画」に基づき、障がい者に配慮した防災対策を進め、福祉施設と地域の連携・災害ボランティアの協力体制づくり、障がい者や介護者への指導などを実施します。 ○避難所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報として、広報紙のほか、ハザードマップの全戸配付などにより避難所情報を提供していきます。 ○障がい者が、災害時等に正確な情報を得られるよう、ボランティア等の協力も得ながら、障がい別に当事者ととも情報伝達のシステムの研究・検討をし、順次取り入れていきます。 	総務課 福祉・子ども課 社会福祉協議会
2	要配慮者（避難行動要支援者）台帳の整備と活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に支援を必要とする方を把握するため、障がい者の個人情報の保護を図りながら避難行動要支援者台帳を作成し、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等と情報を共有し、災害時の円滑な安否確認や避難支援対策に活用していきます。 	総務課 福祉・子ども課 社会福祉協議会
3	障がい者の避難支援の体制づくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、民生児童委員協議会と連携し、緊急連絡先等の周知に努めます。 ○民生児童委員協議会と連携し、個人情報の保護に十分配慮しながら、災害時に協力者となる地域住民との間で障がい者の情報を共有する仕組みを検討します。 ○障がい者の利用する施設等において、防災訓練を実施するとともに、消防機関とのネットワークづくりを進めていきます。 	総務課 福祉・子ども課
4	福祉避難所の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めます。 	総務課 福祉・子ども課

施策目標2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

【施策の方針】

障がい者が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	防犯対策の充実	
	<p>○民生児童委員等の見守り活動を支援し、安心・安全なまちづくりに努めます。</p> <p>○自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。</p> <p>○最寄りの警察署（紫波署TEL・FAX019-671-0110）にFAX送信することで、聴覚障がい者等からの緊急通報に対応します。</p> <p>また、犯罪被害に関する各種相談は、県警察本部の代表アドレスで随時受付します。 ※代表アドレス〈police@pref.iwate.jp〉</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>総務課</p> <p>岩手県警察本部</p>
2	消費者トラブルの防止	
	<p>○障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等の情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。</p> <p>※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の日常生活を法的に保護する制度です。</p>	<p>福祉・子ども課</p>

第4章 差別解消・虐待防止・権利擁護

施策目標 1 権利擁護の推進、虐待の防止

【施策の方針】

国・県と連携して虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るとともに、虐待が発生した場合は、早期発見から適切な対応する支援体制の充実に努めます。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、県や社会福祉協議会などと連携し権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	虐待防止の取り組みの強化	
	<p>○障がい者や児童に対する虐待が発生しないよう、町の要保護児童対策地域協議会や町障害者自立支援協議会及び町子育て支援センター、岩手県福祉総合相談センター、地域包括支援センター、紫波警察署矢巾交番、盛岡南消防署矢巾分署などと連携し、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>○虐待のケース把握が難しいことを踏まえ、関係者による積極的な関わりを促し、個々の本人や保護者の変化を捉え、虐待等の未然防止に努めます。</p>	福祉・子ども課 子育て支援センター 岩手県 地域包括支援センター 紫波警察署矢巾交番 盛岡南消防署矢巾分署
2	障害者虐待防止法の周知と適切な対応	
	<p>○障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることを、住民及び関係者への周知を図ります。</p> <p>○障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。</p>	福祉・子ども課
3	虐待防止と権利擁護のための地域の取り組みの促進	
	○障がい者に対する虐待防止と権利擁護に向け、関係者に対する必要な知識の普及と情報提供を行うほか、地域での取り組みの促進を行います。	福祉・子ども課
4	矢巾町要保護児童対策地域協議会	
	○保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の連携を図り、組織的かつ適切な対応に努めます。	福祉・子ども課 子育て支援センター

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	<p>日常生活自立支援事業</p> <p>○知的障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供、助言、利用料の支払い等の日常的金銭管理を代行します。</p> <p>○利用者が増加することが予想されることから、支援員の確保や資質向上に努めます。</p>	社会福祉協議会
6	<p>成年後見制度の周知・利用支援</p> <p>○判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。</p>	福祉・子ども課

施策目標 2 障がいを理由とする差別の解消

【施策の方針】

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていくため、広く町民への啓発活動に取り組みます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	町の広報紙などの活用と充実	企画財政課 福祉・子ども課
	○広報紙に障がいや障がい者の関連記事を掲載し、地域住民の障がいへの関心と理解の促進を図ります。 ○障がい者の家族が生活の参考となる情報も含め、福祉全般の情報を幅広く掲載します。	
2	障がいに関する正しい知識の普及・啓発	福祉・子ども課
	○知的障がい、自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など、十分に理解が深まっていないと考えられる障がいについて、正しい知識の普及と啓発を行います。	
3	障害者差別解消法への対応	福祉・子ども課
	○平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行を受け、国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がい者差別解消支援地域協議会等の組織の整備に努めます。 ○国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	
4	発達障がいに関する研修会の開催	福祉・子ども課
	○発達障がいに関して、現場の経験が豊富な障がい者施設の職員の方などを講師に招き、保育士や教員等を対象とした研修会を開催します。	
5	「障害者週間」における啓発	福祉・子ども課
	○「障害者週間」（12月3日～9日）には、障がい者の福祉についての関心や理解を深めるよう啓発活動を行います。	
6	民間の啓発・広報活動への協力	福祉・子ども課
	○社会福祉協議会、障がい者団体、福祉団体の啓発・広報活動を支援します。	
7	障がい者関係団体による啓発活動の推進	福祉・子ども課
	○障がい者関係団体による主体的な住民への啓発活動を支援します。	

第5章 自立生活支援・意思決定支援

施策目標 1 相談支援体制の充実

【施策の方針】

障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題についての相談体制を整えることは、地域生活を支援する上でも重要です。障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	窓口サービスの充実	関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めます。 ○民間の相談支援事業所への委託により、専門的な相談窓口の確保を図ります。 ○さまざまな障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保と「ワンストップ相談」を検討します。 	
2	相談・訪問指導の充実	健康長寿課 福祉・子ども課
	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・子ども課が窓口となり、障がい者及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、ワンストップサービスの提供を行います。 ○障がい者の身近な地域において、相談からサービス提供支援などを積極的に行うため、町関係機関の保健・医療・福祉サービスの職員をはじめ、生活全般についての相談に応じることのできる保健師などが随時、施設や家庭への訪問指導を行います。 	
3	県条例を踏まえた相談支援体制の充実	福祉・子ども課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ○「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の施行に伴い、障がいのある人に対する不利益な取り扱いに係る相談を社会福祉協議会が窓口となって受け付け、県との連携のもと適切な対応・支援を図ります。 ○地域の実情を踏まえ、障がいへの理解促進、障がいのある人に対する不利益な取り扱いの解消に関する施策の推進を通じて、障がいのある人への支援に努めます。 	

番号	施策・事業名	担当課
内 容		担 当 課
4	専門的な相談支援体制の充実 ○町が指定する相談支援事業所を通じて専門員による相談を随時行い、障がい者自身やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 ○個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に努めます。 ○盛岡広域圏で実施する相談支援事業も継続し、盛岡広域圏障害者自立支援協議会や矢巾町障害者自立支援協議会での地域課題の解決に向けた取り組みを協議検討していきます。	福祉・子ども課
5	基幹相談支援センターの充実 ○地域により密着した総合的な相談支援を図るため、平成 29 年度に設置した基幹相談支援センターで、管内の相談支援事業者へ専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援体制の強化を図ります。	福祉・子ども課
6	ケアマネジメント体制の整備 ○利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、町内及び広域の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス利用計画書の作成、相談支援事業などの総合的なケアマネジメント体制の整備に努めるとともに、相談支援専門員の確保を図ります。	福祉・子ども課
7	身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実 ○障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実を図ります。	福祉・子ども課
8	民生児童委員・主任児童委員の相談活動の充実 ○障がい者など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生児童委員・主任児童委員の相談活動を充実します。	福祉・子ども課

施策目標 2 障がいのある子どもに対する支援の充実

【施策の方針】

配慮が必要な子どもを必要な支援につなげるため、早期発見から療育・幼児期の教育・保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政が連携を図り、障がい児個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。

また、身体障がいや知的障がいに加え、近年、高機能自閉症やADHD（注意欠陥多動性障がい）など、発達障がいあるいはその疑いのある子どもが増えています。発達障がいは幼児期の確実なフォロー体制が重要であり、家庭における子どもとの接し方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあるため、保護者・家族に対する支援にも取り組みます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	発達障がい児への総合的な生活支援策の検討 ○「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討します。 ○発達障がいは、就学後に発見されるケースも多くあるため、1歳6か月検診等における早期発見を図るとともに、学校、教育委員会、岩手県児童発達相談支援センター等との連携を図り、早期の療育相談につなげます。	福祉・子ども課 健康長寿課 学務課
2	障がい児の保護者等に対する支援 ○障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、障がい児に関わる療育をはじめ、教育相談や支援等の情報提供と相談窓口の周知を図ります。 ○庁内関係部署、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。	福祉・子ども課 学務課
3	重症心身障がい児（者）の支援 ○岩手県立療育センター、みちのく療育園との連携により、障がい児（者）本人のみならず家族に対し、継続した障がい福祉サービス及び情報提供に努めます。 ○利用者から要望の多い「短期入所」「生活介護」「グループホーム」等の施設、18歳以上の日中の活動場所の確保について、重症心身障がい児（者）が求めるサービスを提供できるよう、その確保に向けた取り組みについて県及び県内市町村と連携を図ります。	福祉・子ども課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供 ○児童発達支援等の障がい児通所支援、障がい児入所支援の各サービスの提供を行います。	福祉・子ども課
5	幼児期の教育・保育と地域子ども支援事業の利用支援 ○子ども・子育て支援法のもと、矢巾町子ども・子育て支援事業計画に基づき、障がい児やその家族が円滑に教育・保育のほか、子ども・子育て支援事業を利用できるよう必要な支援を行います。	福祉・子ども課
6	障がい児保育等の充実 ○障がいのある子どもが生まれ育った地域で教育・保育が受けられるよう、保育園、幼稚園、認定こども園における障がい児の受入体制の充実を図ります。 ○子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるような保育内容の充実を支援します。	福祉・子ども課 子育て支援センター
7	教育相談・支援の充実 ○障がいのある子どもや保護者の希望、その障がいの程度などを十分に考慮した支援を実施するため、相談支援体制の充実を図ります。	学務課
8	進路相談、就労支援 ○卒業後の進路について、障がいのある子どもが社会的に自立して生活していけるよう、学校や障がい者就業・生活支援センター、一般企業等との連携を促し、就労先の確保に取り組むとともに進学に向けた相談体制の充実を図ります。	福祉・子ども課 学務課
9	児童発達支援センターの設置 ○障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、障がい児の多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、平成32年度を目標に「児童発達支援センター」を設置します。	福祉・子ども課
10	未成年後見制度の周知 ○親権者の心身に著しい障害がある場合等、「親権を行う者」が管理権を有しない場合において、未成年者の監護、教育等が適切に行われるよう未成年後見制度の周知を図ります。	福祉・子ども課

施策目標3 福祉サービス等の質の向上等

【施策の方針】

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、居住の場の確保に努め、障がい福祉サービスや相談支援を円滑に実施します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス」の提供 ○「居宅介護（ホームヘルプサービス）」をはじめとした障害支援区分に応じた訪問系サービスの提供を行います。 ○「自立訓練（生活訓練）」や「就労移行支援」、「共同生活援助」（グループホーム）などの日中活動系サービスの提供を行います。 ○施設入所支援やグループホームなど、障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。 ○「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新たに創設される福祉サービスについて、個々の状況に応じたサービス提供を行います。	福祉・子ども課
2	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 ○障がい者の利用ニーズなどを踏まえ、「相談支援事業」や「日常生活用具給付事業」、「移動支援」などの地域生活支援事業を実施します。	福祉・子ども課
3	補装具の購入・修理・借受けの充実 ○障がい者からの要望が多い補装具について、その種目や適応範囲の拡大を県や国に要望していきます。	福祉・子ども課
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供 ○児童発達支援等の障がい児通所支援、障がい児入所支援の各サービスの提供を行います。	福祉・子ども課
5	発達障がい者への総合的な生活支援策の検討 ○「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討します。	福祉・子ども課
6	在宅の難病患者等に対する支援 ○保健・医療・福祉の連携により訪問指導などのきめ細かな支援体制を整備します。 ○在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。	福祉・子ども課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
7	<p>新たな日中活動の場づくりの検討</p> <p>○障害支援区分の認定外となる軽度の障がい者や障がい児を対象とした日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>○町内における日中活動の場として、就労継続支援等のサービス、地域活動支援センター事業を実施する障がい者支援拠点について検討していきます。</p> <p>○障がい者の生きがいづくりや外出機会の提供を第一に考え、障がい福祉サービスの枠に捉われず、地域の実情に即した日中活動の場や工賃が支給される就労の場の創出に向けて検討していきます。</p>	福祉・子ども課
8	<p>事業所に対する支援の充実</p> <p>○障がい者施設等の人材確保や育成に対し、関係機関との連携により支援を図ります。</p>	福祉・子ども課

施策目標 4 障がい福祉を支える人材の育成・確保

【施策の方針】

福祉サービス等の充実と安定的提供を図るため、専門的知識と技術を身に付けた人材の育成・確保をはじめ、家族や関係者が障がい者の気持ちや要望を十分にくみ取れるよう、障がいの特性や介助の方法に関する研修等を行います。

障がい者が地域の中で自立して暮らすには様々な生活課題があります。障がい者やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、公的なサービスでカバーする部分よりも広い領域に及ぶため、きめ細かな支援を行うためには地域住民による協力が不可欠です。

支援を必要とする障がい者にサービスや支援者を結び付けたり、地域のさまざまな支援活動が相互に連携・協力できるよう、総合的な支援マネジメントの仕組みづくりを推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	専門的人材の確保	福祉・子ども課
	○精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・介護福祉士などの人材を、高齢者のサービスとの連携を図りつつ、確保に努めます。 ○本町在住の有資格者や知識・経験を有する町民の活用など、福祉人材の確保に努めます。	
2	福祉関係者の研修の充実	福祉・子ども課
	○行政や福祉施設などの職場における研修体制の充実を図ります。また、公的機関が実施する研修に専門職員を派遣するよう、参加を促進します。	
3	家族介護者などの介護研修	社会福祉協議会
	○家庭での介護知識と技術の普及を図るため、介護者に県、地域包括支援センター及び町社会福祉協議会が開催する研修会などへの参加を促進します。	福祉・子ども課
4	矢巾町障害者自立支援協議会の機能強化	福祉・子ども課
	○障害者自立支援協議会は、障がい者支援の総合的なネットワーク構築のために中核的な役割を担うことから、関係機関の連携強化と有機的な機能強化に努めます。 ※障害者自立支援協議会：町が実施主体となり、行政機関、福祉サービス事業者、保健、医療、企業、警察署、消防署、障がい者団体等の代表者で構成する組織	

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	ボランティア活動の促進 ○社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成や資質の向上のために、ボランティア講座・講演会などを開催します。 ○町民に対し、ボランティアスクールを開催して、各自ができる活動の契機と糸口を見つけられるようにします。 ○地元企業や進出企業などを中心に、ボランティア休暇制度の定着を促進し、勤労者が参加しやすい環境づくりを支援し、企業ボランティアの養成を図ります。	社会福祉協議会 福祉・子ども課
6	ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実 ○町や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する町民への情報を提供します。 ○ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。	社会福祉協議会 福祉・子ども課
7	ボランティアリーダーの養成 ○社会福祉協議会、民生児童委員・主任児童委員、老人クラブなどと連携し、本町のボランティアリーダーの発掘と養成に努めます。また、ボランティアリーダーを中心としたボランティアグループづくりを支援します。	社会福祉協議会 福祉・子ども課
8	ボランティア団体の育成と活動支援 ○障がい者やボランティア・NPOに活動の場を提供するなど、町内の公共施設等の社会資源の有効活用を図ります。 ○今後、特に支援が求められる知的障がいや精神障がいのある人の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。	社会福祉協議会 福祉・子ども課
9	町民、事業者、ボランティア・NPO等の連携強化 ○社会福祉協議会の「矢巾町ボランティア活動センター」を核とし、町民、事業者、ボランティア、NPOなどの連携体制を強化し、障がい者の生活支援につながる多様な地域福祉活動を推進します。 ○ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとして社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。	社会福祉協議会 福祉・子ども課
10	住民団体の養成 ○拡大する福祉サービスの需要に対応するため、相互扶助を行っている住民団体の先進事例を研究し、住民団体の養成に努めていきます。	福祉・子ども課 社会福祉協議会
11	障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進 ○障がいのある人自らが、同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）を支援します。	福祉・子ども課 社会福祉協議会

第6章 保健・医療の推進

施策目標 1 精神保健・医療の適切な提供等

【施策の方針】

心の健康や精神障がいに対する理解が十分とは言い難く、本人も打ち明けることに抵抗感があるなど、早期対応、早期治療に結びつかない現状があるため、精神的健康の保持・増進から相談・対応に至るまでの支援体制の整備を推進します。

また、国が推進している自殺対策を踏まえ、うつ予防支援をはじめ、職域保健や多重債務問題への対応等を総合的に推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	精神保健医療に関する情報や制度等の周知	
	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び家族が望ましい医療機関を選択できるよう、精神医療に関する情報提供を行います。 ○自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により利用の促進を図ります。 	福祉・子ども課
2	精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康増進やストレス対策として、地域における精神保健相談、訪問指導、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。 ○医療機関や保健所等と連携し、精神保健相談や訪問相談を行い、精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。 ○地域や職域と連携し、心の健康に関する情報提供や個別相談の周知を図り、心の健康づくりを推進します。 ○学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関との連携のもと、相談やカウンセリング機会の充実を図り、子どもの心の健康づくりを支援します。 	福祉・子ども課 健康長寿課 学務課
3	精神疾患等に対する総合的な支援体制の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、精神障がい者に対する相談・訪問指導などの充実を図ります。 ○相談からサービス提供までの総合的な支援体制の充実を図るために、障がい者地域生活支援センター等と連携を強化し個別支援の充実に努めます。 また、町地域包括支援センターとの連携を図るほか、圏域の市町村の理解と協力を得ながら、必要な施策の整備に努めます。 	福祉・子ども課
4	障がい福祉サービスの提供と地域生活支援事業等の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の自立や社会参加、地域への円滑な移行・定着が進むよう、本人や家族の生活を支援する障害者自立支援制度の充実に努めます。 	福祉・子ども課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	地域包括ケアシステムの構築	福祉・ 子ども課 健康長寿課
○精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の整備に努めます。		

施策目標 2 保健・医療の充実等

【施策の方針】

障がいのある人が、障がいの程度を軽減して自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できる地域医療体制の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	生活習慣病予防対策の推進	
	○健康の保持・増進や疾病の予防のため、若年期からの生活習慣病予防対策を充実するなど、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。	健康長寿課
2	医療体制の充実	
	○障がい者やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。 ○医師会などの協力を得ながら、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談・治療の一貫した医療体制の充実を図ります。 ○在宅医療体制の構築に向け、訪問診療や訪問看護などに向けた、連絡・調整システムづくりを図ります。 ○盛岡南消防署矢巾分署と連携を図り、事故や急病などに対応する救急医療体制の強化を図ります。	福祉・子ども課 健康長寿課 盛岡消防署矢巾分署
3	自立支援医療費の支給	
	○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給を行います。 ○医療機関と連携しながら、自立支援医療制度の周知を図ります。	福祉・子ども課
4	医療費給付制度の充実	
	○障がい者に対する医療費助成制度の充実を図り、障がい者や家族の負担を軽減します。	住民課
5	リハビリテーション体制の充実	
	○各リハビリテーションセンターと連携し、介護予防が必要な高齢者の生活の自立と社会参加、仲間づくりを促進する総合的なリハビリテーションの体制をつくります。 ○医療機関や介護保険事業所との調整を図り、精神通院医療該当者や在宅の重度障がい者に対して、通所による入浴・給食・日常動作訓練などのサービスの支給決定や事業委託等を検討します。	福祉・子ども課 健康長寿課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
6	在宅療養生活の支援	福祉・子ども課 健康長寿課
<p>○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化に努めます。</p> <p>○在宅での療養生活を支援するための保健、医療、福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を強化します。</p>		

施策目標3 難病に関する保健・医療施策の推進

【施策の方針】

難病の方への対応は保健所が中心ですが、町の福祉・子ども課窓口でも、保健師などがその専門性を生かし、相談・支援に努めます。今後は、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関等の情報の収集・整理や情報提供の充実を図るなど、支援の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	難病相談体制の充実 ○保健所等と連携し、難病患者に対する相談・訪問指導などを実施します。	福祉・子ども課
2	難病患者保健福祉事業の推進 ○難病患者の自立と社会参加を推進するため、本人や家族の生活を支援する保健福祉制度の拡大に努めます。	福祉・子ども課
3	在宅の難病患者等に対する支援 ○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制を整備します。在宅での療養生活を続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。	福祉・子ども課

施策目標 4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【施策の方針】

妊娠中から産後、就学前までの継続した健康診査や歯科健診、保健指導により健康の保持・増進を図るとともに、様々な機会を通して子どもの心身の成長・発達の確認に努めます。

保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、疾病や障がいの早期発見に努め、適切な治療・早期療養が行える支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
1	母子保健事業の展開	
	<p>○「健康やはば21(第2次)」と「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」のもと、一次予防としての親と子の健康づくりを推進し、母子保健に対する知識を深めます。</p> <p>○医療機関・保健所・岩手県福祉総合相談センターなどとの連携のもと、相談・指導の充実を図ります。</p> <p>○子どもの事故防止に向け、母子保健と保育事業の連携を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p> <p>福祉・子ども課</p> <p>子育て支援センター</p>
2	障がいの早期発見	
	<p>○妊産婦、乳児一般健診や健康教室、健康相談などの機会を通して、子どもの成長、発達のフォローをします。</p> <p>○健診未受診児への個別訪問を行い、発達確認と相談を行います。</p> <p>○乳児や幼児を対象とする保育園、幼稚園等の教育・保育施設の連携により、早期の障がい発見に努めます。</p>	<p>健康長寿課</p> <p>福祉・子ども課</p>
3	早期療育・支援体制の充実	
	<p>○早期療育のための保健、医療、福祉、学校等の連携を強化します。</p> <p>○県や事業所等専門機関との連携により、乳幼児期における成長発達等、育児不安に対する相談体制の充実を図ります。</p> <p>○発達状態に応じた個別相談や関係機関への紹介、就学に向けた相談等、きめ細かな対応を図ります。</p>	<p>健康長寿課</p> <p>学務課</p>
4	心身障がい児地域療育システムづくり	
	<p>○地域社会のみんなで心身障がい児を理解して支えていくため、医療機関、保健所、岩手県福祉総合相談センター、保育園、幼稚園、各地区自治会組織との連携を図り、地域療育システムの構築に努めます。</p> <p>○本町の療育支援ネットワークとして、保育園との連携による障がい児保育の強化、子育て支援センターの活動などにより療育支援体制の充実に努めます。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>健康長寿課</p> <p>子育て支援センター</p>

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	健康診断と保健指導の推進	
<p>○自治会や医師会と連携のもと、特定健診・がん検診の受診を推進し、必要な方に生活習慣病予防のための保健指導を推進します。なお、疾病の早期発見、早期治療により、障がいの予防と軽減に努めます。</p> <p>○保健推進員・食生活改善推進員などの地域の団体、保健所、医師会など関係機関と連携を図り、各種健康診査後の相談・指導体制の充実に努めます。</p>		健康長寿課

第7章 行政等における配慮の充実

施策目標 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

【施策の方針】

障害者差別解消法に基づき、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めます。

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境整備や障特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	選挙の投票における障がい者への配慮	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安全かつ安心して投票できるよう、ソフト・ハードの両面から投票環境の向上に努めます。 ○判断能力が不十分な障がい者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、適切な実施を支援します。 ○指定病院や郵便等における不在者投票の適切な実施を図り、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。 	
2	職員等に対する障がい者に関する理解促進	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ○理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。 	福祉・子ども課 関係課

第8章 雇用・就業、経済的自立の支援

施策目標 1 総合的な就労支援

【施策の方針】

障がい者の職業訓練のほか、障がい福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援やジョブコーチなど、必要なサービスや支援制度の利用促進を図り、個々の障がい者の適性に合った職場への就業と定着の支援に努めます。

※ジョブコーチ：障がい者の職場への適応を促進するため、直接的・専門的な支援を行う者

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障がい者への雇用情報の提供 ○公共職業安定所や町内事業所等との連携のもと、最新の雇用情報を障がい者に提供できる体制づくりに努めます。	福祉・子ども課 産業振興課
2	総合的な就労相談体制の確立 ○盛岡広域圏障害者自立支援協議会及び矢巾町障害者自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。	福祉・子ども課
3	障がい者の職業能力の開発・育成 ○障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「障害者訓練校」や「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。 ○事業所と連携しながら、就労移行支援、就労継続支援A・B型の利用を通じた職業訓練により、一般就労へつなげる支援を推進します。	福祉・子ども課 産業振興課
4	障がい福祉サービス等の活用 ○関係事業所との連携により、就労移行支援や就労継続支援、職親委託制度などの障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実と利用促進を図ります。 ○就労移行事業所等を利用し、一般就労した場合、就労定着支援により職場定着を推進します。	福祉・子ども課
5	ジョブコーチの活用 ○県や関係事業所との連携により、ジョブコーチの活用促進を図り、障がい者の就労の定着を支援します。	福祉・子ども課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
6	<p>障がい者の働きやすい就労環境づくりの促進</p> <p>○短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、障がい者に無理のない就労環境を整えていく啓発していきます。</p> <p>○就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>産業振興課</p>
7	<p>農福連携の推進</p> <p>○農業に取り組む就労施設等に対する情報提供や6次産業化支援等を通じて、農業分野での障がい者の就労支援を推進します。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>産業振興課</p>

施策目標 2 経済的な自立の支援

【施策の方針】

障がい者の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	経済支援のための制度等の周知	福祉・子ども課 住民課
	<p>○年金制度や福祉制度について、『広報やはば』や、社会福祉協議会の広報紙などを活用し、周知を図ります。また各制度を紹介している『障がい者福祉ガイドブック』を、すべての福祉制度を必要とされる障がい者に配布するように努めます。</p> <p>○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免など、バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引、減免制度の周知・普及に努めます。</p>	
2	心身障害者扶養共済制度等の加入支援	福祉・子ども課
	<p>○障がい者の保護者が死亡または重度障がい者になった時に、障がい者が年金を受けられる心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。また、民間の制度も含め、障がい者のための年金制度を把握し、当事者が利用しやすいよう情報提供等の支援を行います。</p>	
3	年金・手当などの充実に向けた働きかけ	福祉・子ども課 住民課
	<p>○障害基礎年金・障害厚生年金の増額など、制度の充実を国や県に要望していきます。また、各種手当・資金の貸付制度を継続して行い、対象者の利用拡大を促進します。</p> <p>○各種租税制度の軽減・免税措置の確立を国や県に要望していきます。</p>	
4	生活福祉資金貸付の推進	社会福祉協議会
	<p>○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人の属する世帯に対する生活福祉資金の貸付けを行います。</p>	

施策目標3 障がい者雇用の促進

【施策の方針】

障がい者が、その適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現するように、適切な雇用情報の提供を図るほか、事業所やハローワークなど関係機関との連携により、その人の適性に合った職種の開拓・開発に努め、障がい者の働く機会の拡充を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	雇用促進のための啓発広報活動	
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所など関係機関と連携し、障がい者雇用を促進する各種助成制度の周知徹底を図り、企業に障がい者雇用の理解と協力を求めます。 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率を順守するよう、企業へ働きかけます。 ○ハローワークをはじめ雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。 ○在宅就業障害者支援制度（在宅就業障がい者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の支給）の啓発・広報を行い、障がい者の多様な就業形態の確保を図ります。 	福祉・子ども課 産業振興課
2	関係機関との連携による就業支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所、岩手県障害者職業センター、盛岡広域圏障害者就業・生活支援センター、岩手県福祉人材センターなどと連携し、障がい者職業相談事業を行います。 ○特別支援学校卒業後の進路相談の充実を図ります。 	福祉・子ども課 産業振興課 社会福祉協議会
3	障がい者就業・生活支援センター等との連携強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ○盛岡広域圏障害者就業・生活支援センターをはじめ、各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築に努めます。 	福祉・子ども課 産業振興課
4	人材バンク制度の活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所との連携のもとに、障がい者を人材バンク制度に登録し、その能力を活用する機会の創出を図ります。 	福祉・子ども課 産業振興課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	<p>公的職業訓練機関の利用促進</p> <p>○障がい者の適性に合った職業的訓練の充実を図り、一般の公共職業訓練施設・身体障害者訓練校・身体障害者リハビリテーションセンターなどの紹介等を行います。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>産業振興課</p>
6	<p>民間企業の職業訓練の利用促進</p> <p>○民間企業が行う企業内の職業能力開発、職場適応訓練などを支援するとともに、障がい者の利用促進を図ります。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>産業振興課</p>
7	<p>新たな就業の場の開拓</p> <p>○商工会、関係機関との連携のもと、町内企業等に対し、個別の障がい者の特性に応じた職種・業務の新設と積極的な雇用を働きかけていきます。</p>	<p>福祉・子ども課</p> <p>産業振興課</p>

施策目標 4 福祉的就労の底上げ

【施策の方針】

民間企業における就労が困難な障がい者にとって、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所は、働く場や訓練を受ける場として重要な役割を果たしています。就労継続支援A・B型などのサービス提供を中心に、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	障がい福祉サービスの提供体制の充実	福祉・子ども課
	○日中活動の場を確保するため、障がい福祉サービスの就労移行支援事業及び就労継続支援事業等のサービス提供基盤の充実に努めます。	
2	地域活動支援センター事業の推進	福祉・子ども課
	○近隣市町村の地域活動支援センター等と連携して日中活動の場を確保し、障がい者の地域活動支援センター事業の利用を支援します。 ○退院可能な精神障がい者などの地域移行支援サービスの基盤は整備途上であることから、地域活動支援センターⅡ型の設置を検討します。	
3	福祉的就労を担う施設への支援	福祉・子ども課
	○障がい福祉サービス事業所だけでなく、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う事業所・組織等の活動を支援します。	
4	企業の障がい者理解の促進	福祉・子ども課 社会福祉協議会
	○身体障害者協議会、あすなる会（精神障がい者家族会）、やまゆり（精神保健ボランティア）、どんぐりの会（精神障がい者当事者の会）、矢巾町手をつなぐ親の会（知的障がい（児）者の親の会）の運営を支援し、活動の拡大を図ります。 ○企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いことから、各方面に工賃向上に向けた働きかけを行います。	
5	障がい者施設等の受注機会・販売機会等の拡大	福祉・子ども課 関係課
	○町において随意契約可能な物品や役務の受注については、「矢巾町障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図ります。 ○障がい者が製作した作品の販売や出店などの計画・活動を支援するとともに、製作商品の販路及び市場の拡大が図られるよう努めます。	

第9章 教育の振興

施策目標 1 インクルーシブ教育システムの推進

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることができる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。

また、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）、アスペルガー症候群、広汎性発達障害などの障がいも増えていることから、学校等におけるきめ細やかな対応や支援の充実を図ります。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	特別支援教育の推進	学務課
	○障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。 ○通常の学級に在籍するLDやADHD、アスペルガー症候群、広汎性発達障害などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制を整備します。 ○特別支援学級の指導の充実を図り、特別支援諸学校などとの連携のもと、障がいのある子どもの個々の実態に応じた弾力的な教育を実施します。	
2	教職員、保育士の研究・研修機会の拡充	福祉・子ども課 学務課
	○学校教育と保育・幼児教育、療育の一貫性を確保するために、情報交流の充実を図り、教職員、保育士の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と教育・療育相談内容の充実を図ります。	
3	切れ目のない指導・支援	福祉・子ども課 健康長寿課 学務課
	○就学前から卒業後まで切れ目のない指導・支援を受けられるよう、成長記録や指導内容等に関する情報を関係機関で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、関係機関の連携の下、適切な指導・支援を実施します。 ○障がいの早期発見、適切な支援につなげるため、保健・福祉等との連携の下、健康診断等の結果を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。	
4	学校外の活動場所の確保	福祉・子ども課 学務課 社会福祉協議会
	○学校や教育委員会等との連携を図り、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。	

施策目標 2 教育環境の整備

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、一人の人間としてその能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた教育内容や支援体制の充実に努めるなど教育環境の整備を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	学校施設の整備	学務課
	○障がいのある子どもにやさしい環境づくりのため、学校施設において、バリアフリー化を推進するとともに、誰にでも対応するユニバーサルデザインを取り入れ、障がいの有無や体格等にかかわらず施設整備を促進し、就学機会の確保に努めます。	
2	特別支援学校との連携	福祉・子ども課 学務課
	○町内小中学校における特別支援教育の体制強化や障がいのある子どもの支援強化のため、特別支援学校等と連携し、障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取り組みを推進します。 ○特別支援学校に在籍する児童生徒と町内小中学校の児童生徒との交流及び共同学習を行い、地域とのつながりを持ち、互いに支え合いながら共に学び合い経験を広め、多様性を尊重する心を育みます。	
3	読書環境の整備	学務課 社会教育課
	○公共図書館、学校図書館における障がい児の読書環境の整備に努めます。	

第10章 文化芸術・スポーツ等の振興

施策目標 1 文化芸術活動の支援、余暇・レクリエーション活動等の充実

【施策の方針】

障がい者が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、仲間づくりや多くの人との交流を通して生活のゆとりやうるおいを高めるため、生涯学習の機会の充実やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当課
	内 容	
1	生涯学習機会の充実	社会教育課
	○障がい者がいつまでも学習を続けられるよう、関係機関と連携を図り、指導者の育成・確保など、生涯学習環境と機会の充実に努めます。 ○講座や教室の場では、必要に応じ手話通訳や要約筆記を行うなど、障がい者の学習支援に努めます。	
2	障がい者が参加しやすいスポーツの普及・促進	社会教育課
	○より多くの障がい者がスポーツに親しめるよう、障がい者が取り組みやすいスポーツを紹介し、その普及を図ります。 ○ボランティア等の協力を求めながら、指導員の確保や障がい者自らの意思で自由に参加できるサークル活動等の在り方を検討していきます。	
3	各種スポーツ大会への参加促進	福祉・子ども課 社会福祉協議会
	○国や県、地区で実施する各種スポーツ大会に積極的に参加できるよう情報を提供し、参加を促進します。 ○町民運動会などで、障がい者も参加できる体制の充実に努めます。 ○地域生活支援事業の移動支援事業などを通じて、町内外へのスポーツ活動への参加を支援します。	
4	公共スポーツ施設の整備	道路都市課
	○障がい者が手軽に公共のスポーツ施設などを利用できるよう、施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。	社会教育課 産業振興課

番号	施策・事業名	担当課
内 容		
5	福祉ふれあいレクリエーションなどの推進 ○障がい者が各種の行事に参加して、楽しむことができるよう、また、障がい者団体や福祉団体、NPO団体の連携や親睦を図るため、定期的に福祉ふれあいの場やレクリエーション大会などを開催していきます。	福祉・子ども課 社会福祉協議会
6	文化活動の推進 ○障がい者が手芸や絵画、写真などの作品や作業訓練等による製品を通して、自己の個性や存在をアピールできるよう、町健康福祉まつりや福祉芸術展などの開催に努めます。 ○各種の地域行事に障がい者の参加を促進するため、要望に応じて手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。 ○各種イベント等について、障がい者自身が企画、立案するなど主体的に参画できるような機会や体制づくりを支援します。 ○小中学校等の子どもたち、障がいのある芸術家等を派遣するなど、文化芸術活動の機会の充実に努めます。	福祉・子ども課 健康長寿課 学務課 社会教育課

★ 障がい者プラン成果目標 ★

指 標	平成 28 年度実績	第 5 期計画目標値 (平成 30～32 年度)		
①福祉タクシー事業の実施 (地域生活支援事業 ※町単独事業)	226 人	230 人		
所管 福祉・子ども課				
②移動支援事業の実施(地域生活支援事業)	9 人 356 時間	10 人 210 時間		
所管 福祉・子ども課				
③視覚障がい者等への「声の広報」	年 12 回 対象者 2 人	年 12 回 対象者 3 人		
所管 社会福祉協議会				
④障がい児保育	6 名	町内全保育園・認定こども園で対応 随時受付		
所管 福祉・子ども課				
⑤教育支援委員会(就学指導及び教育相談)	年 3 回	年 3 回		
所管 学務課				
⑥ことばの教室(言語訓練)	就学児童 1 か所 幼 児 1 か所	就学児童 1 か所 幼 児 1 か所		
所管 学務課				
⑦「やはばのふくし」の発行	年 4 回	年 4 回		
所管 社会福祉協議会				
⑧「矢巾町健康福祉まつり」・「ふれあい広場」 における障がい者団体・施設等の活動紹介	年 2 回	年 2 回		
所管 社会福祉協議会				
⑨福祉ボランティア団体の育成	30 団体	31 団体		
所管 社会福祉協議会				
⑩関係団体地域交流会 (身体障害者協議会、手をつなぐ親の会等の交流会)	年 3 回	年 3 回		
所管 社会福祉協議会				
⑪乳幼児健康診査	のびのびbaby教室 77.6% 1歳6か月健診 99.2% 2歳児キッズ教室 97.5% 3歳児健診 99.6%	のびのびbaby教室 80% 1歳6か月健診 100% 2歳児キッズ教室 98% 3歳児健診 100%		
所管 健康長寿課				
⑫乳児委託健康診査			受診率 100%	受診率 100%
所管 健康長寿課				

指 標		平成 28 年度実績	第 5 期計画目標値 (平成 30～32 年度)
⑬育児不安を持つ母親への支援事業		開設数 4か所	開設数 4か所
所管	子育て支援センター		
⑭新生児・乳児訪問		実施率 100%	実施率 100%
所管	健康長寿課・子育て支援センター		
⑮子育て自主サークルの育成		3グループ	3グループ
所管	子育て支援センター		
⑯健康診査と保健師等による訪問指導		特定健診 51.2% 成人訪問 175回/年	特定健診 60% 成人訪問 350回/年
所管	健康長寿課		
⑰必要な医療についての支援及び 心の悩み相談の充実		5回 8人/年 ※随時相談…実人数82人 延べ327人	定例 5回 10人/年間
所管	福祉・子ども課		
⑱精神障害者家族会への支援（あすなろ会）		24回 63人/年	会員 7人 活動 20回
所管	福祉・子ども課		
⑲精神障害者当事者会への支援 （どんぐりの会）		12回 55人/年	会員 17人 定例 12回
所管	福祉・子ども課		
⑳精神保健ボランティア育成 （やまゆりの会）		会員 19人 活動 52回 延べ331人/年	会員 25人 活動 55回
所管	福祉・子ども課		
㉑難病対策相談		保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施
所管	福祉・子ども課		
㉒重度障がい者等交流事業		1回	1回
所管	社会福祉協議会		
㉓福祉施設からの一般就労への移行		6人	9人
所管	福祉・子ども課		
㉔就労移行支援事業の利用者数		12人	10人
所管	福祉・子ども課		
㉕「矢巾町障がい者福祉ガイドブック」の 発行・配布		実施	新規障害者手帳取得者 及び障がい福祉サービス 受給者へ配布
所管	福祉・子ども課		

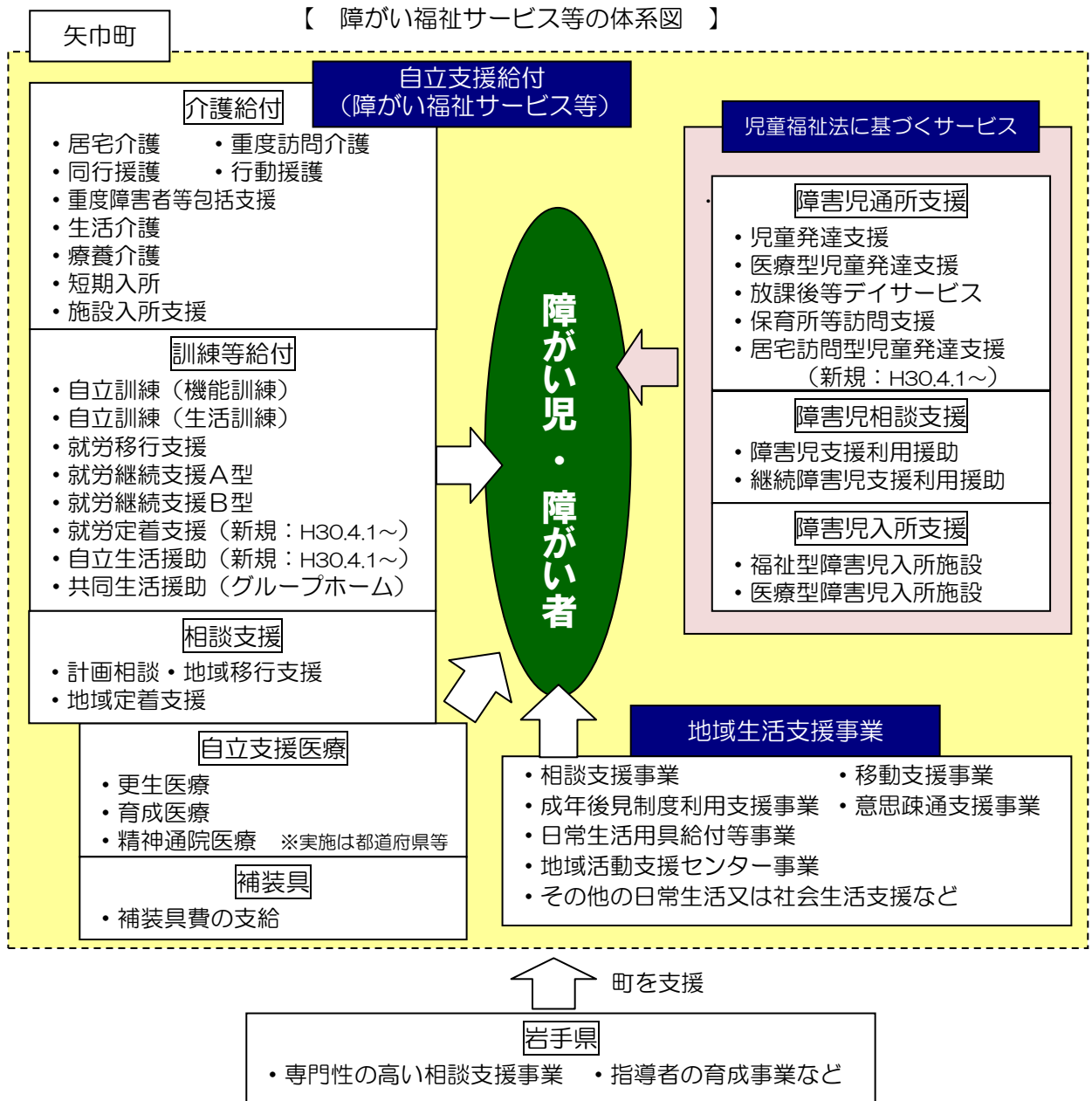
第 3 編

第5期 障がい福祉計画

1章 障がい福祉計画の策定にあたって

1 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。



障害者総合支援法に基づき、障がい者それぞれに必要な支援の程度や勘案すべき事項を踏まえた「障がい福祉サービス」の提供、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じた「地域生活支援事業」の柔軟な実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

2 障がい福祉サービス等の提供の考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に向けて、次の5つの視点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

基本視点1 訪問系サービスの充実

障がい者一人ひとりの自己選択と自己決定を尊重し、本人の障がいの状態やニーズに応じた適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。また、精神障がい者に対するサービス提供の充実に努めます。

基本視点2 日中活動系サービスの充実

障がい者の自立に向けた就労のための訓練や職場への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、さまざまな活動ができる日中活動の場の確保に努めます。

基本視点3 地域生活移行の促進

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保を図るとともに、居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本視点4 自己実現と社会参加の支援

障がい者が自らの意思と意欲に基づき、就労・創作活動・交流などのさまざまな活動に参加することができるよう、外出・移動や意思疎通が困難な方への支援、障がいの種別・程度・部位に応じた必要な支援の充実に努め、障がい者の社会参加を支援します。

基本視点5 相談支援の提供体制の確保

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援サービスの充実に努めるとともに、町自立支援協議会との連携のもと、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

3 計画の数値目標

第4期までの計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度までの数値目標を設定していました。

第5期計画では、第4期の実績を振り返り、本町の実情等を踏まえ、平成32年度末までの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の地域生活への移行の促進に努めます。

第4期実績値		
	平成29年度（見込）	
	計画値	実績値
地域生活移行者	3人	0人
年度末における施設入所者数	目標設定なし	23人
第5期目標値		
【国の基本方針】		
▶平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。		
	平成28年度末	平成32年度
地域生活移行者	0人	3人
年度末における施設入所者数	23人	23人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

◎国の基本方針を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練などを利用し、平成32年度末までにグループホーム、一般住宅に移行する方の数値目標を3人と設定します。

◎なお、障がい者施設入所者の削減数については、高齢者等の入所者の増加や入所待機している実情を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数を越えないことを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

第5期目標値			
【国の基本方針】			
▶平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 (市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可)			
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	検討	検討	設置

◎協議の場の設置にあたっては、国の指針を踏まえながら、近隣市町との協議・検討を経て、平成32年度末までに町または圏域による設置を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）

第4期実績値			
	平成29年度（見込）		
	計画値	実績値	
地域生活支援拠点等の整備	1か所	0か所	
第5期目標値			
【国の基本方針】			
▶市町村又は都道府県が定める障害保健福祉圏域において、平成32年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備する。			
地域生活支援拠点等の整備	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	0か所	0か所	1か所

◎国の基本指針もとに、岩手県においても、各地域で必要とされる地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整、障がい者の地域での生活を支援する機能を集約する拠点の整備を目指します。

◎近隣市町との協議・検討を経て、平成32年度まで1か所の地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行（継続）

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて民間企業等の就労に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の一般就労移行の支援に努めます。

第4期実績値		
	平成29年度（見込）	
	計画値	実績値
一般就労への移行者数	2人	4人
第5期目標値		
【国の基本方針】		
▶平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。		
	平成28年度末	平成32年度
一般就労への移行者数	6人	9人

◎本町では、第4期計画期間中の平成28年度に一般就労に移行した実績は6人でしたが、国の基本指針を踏まえ、平成32年度は9人が一般就労へ移行することを目標とします。

(5) 就労移行支援事業の利用者数（継続）

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とします。

第4期実績値		
	平成29年度（見込）	
	計画値	実績値
福祉施設利用者数	182人	170人
就労移行支援事業の利用者数	8人	7人
第5期目標値		
【国の基本方針】		
▶平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績の2割以上増加する。		
	平成28年度末	平成32年度
就労移行支援事業の利用者数	8人	10人

※ 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練（機能訓練／生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかを利用している人数を指します。

◎本町では、利用実態等を踏まえ（国の基本指針を踏まえ）、平成32年度は、第4期計画期間中の平成28年度末の就労移行支援事業利用者数8人から2割増加の10人が利用することを目標とします。

(6) 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所（新規）

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を増やしていくことを目標とします。

第5期目標値	
【国の基本方針】 ▶ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。	
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所	平成32年度
	5割以上

◎本町では、実態等を踏まえ（国の基本指針を踏まえ）、平成32年度は、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を5割以上にすることを目標とします。

(7) 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率（新規）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題等に対応できるよう支援に努めます。

第5期目標値	
【国の基本方針】 ▶ 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。	
1年後の職場定着率	平成30年度～平成32年度
	80%以上

◎本町では、国の基本指針を踏まえ、平成30年度から平成32年度は、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率80%以上を目標とします。

第2章 障がい福祉サービス等

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、 障害支援区分2以上の者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6の者

第5期計画の見込量と確保方策

		(1か月当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第4期の 計画値 ・ 実績値	・居宅介護	24人 659時間	24人 566時間	25人 692時間	24人 509時間	27人 727時間	21人 464時間
	・重度訪問介護	1人 101時間	2人 46時間	1人 106時間	2人 102時間	1人 111時間	2人 116時間
	・同行援護	0人 0時間	2人 19時間	0人 0時間	2人 21時間	0人 0時間	2人 11時間
	・行動援護	0人 0時間	人 0時間	0人 0時間	人 0時間	0人 0時間	人 0時間
	・重度障害者等 包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	計	25人 760時間	28人 631時間	26人 798時間	28人 632時間	28人 838時間	25人 590時間
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	25人 672時間		25人 672時間		25人 672時間	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 訪問系サービスは、障がい者の在宅生活を支える上で重要であることから、今後も、町内及び近隣市町のサービス提供事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、ホームヘルパーの養成などを含め、福祉関係団体とともにサービス内容や提供方法等を検討し、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援は、現在サービスの利用はありませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がい（身体、知的、精神）や難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「療養介護」、「短期入所」があります。また、平成30年4月からは「就労定着支援」が新設されます。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	50人 935人日	53人 933人日	55人 1,019人日	55人 938人日	60人 1,111人日	63人 1,097人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	68人 1,184人日		70人 1,218人日		72人 1,253人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がい（身体、知的、精神）や難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18か月以内)行います。	一定の支援が必要な 身体障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 20人日	1人 12人日	1人 21人日	2人 15人日	1人 23人日	2人 17人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人 23人日		1人 23人日		1人 23人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18か月以内)行います。	一定の支援が必要な知的・精神障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 62人日	1人 2人日	4人 61人日	1人 22人日	4人 66人日	1人 23人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	2人 46人日		2人 46人日		2人 46人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	7人 102人日	14人 142人日	8人 112人日	13人 167人日	8人 122人日	12人 165人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人 184人日		9人 207人日		10人 230人日	

(1か月当たり)

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	13人 281人日	24人 423人日	14人 307人日	25人 424人日	15人 334人日	20人 373人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	11人 205人日		12人 224人日		13人 242人日	

(1か月当たり)

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	81人 1,470人日	86人 1,507人日	89人 1,602人日	88人 1,605人日	96人 1,746人日	87人 1,610人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	88人 1,629人日		87人 1,610人日		88人 1,629人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金の向上などの就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(7) 就労定着支援（新規）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
平成30年4月からの新サービスのため目標設定なし						
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	0人		1人		2人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	61人日	61人日	66人日	61人日	72人日	61人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	2人		2人		2人	
	61人日		61人日		61人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズを把握に努め、医療機関との連携を図ります。

(9) 短期入所

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がい者(児)の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1以上の者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値		(1か月当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉型	9人	13人	10人	12人	11人	11人	
	55人日	27人日	60人日	37人日	65人日	37人日	
医療型	5人	7人	6人	5人	6人	7人	
	14人日	25人日	15人日	18人日	16人日	19人日	
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		11人		12人		13人	
		37人日		40人日		43人日	
医療型		7人		8人		9人	
		19人日		22人日		24人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

3 居住系サービス

居住を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所」があります。また平成30年4月から「自立生活支援」が新設されます。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護等も行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を必要とする者 ・食事や入浴などの介護が必要な者(障害支援区分の認定が必要です)

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	30人	27人	33人	28人	35人	31人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	31人		32人		34人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(2) 施設入所支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 (50歳以上は区分3) 以上の者

第5期の見込量と確保方策				(1か月当たり)		
第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	23人	29人	24人	23人	25人	23人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	23人		23人		23人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○施設入所支援は、多くの利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組みます。

(3) 自立生活援助（新規）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	定期的に利用者の居宅を訪問し、状況や課題の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
平成30年4月からの新サービスのため目標設定なし						
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		2人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

第5期の見込量と確保方策

		(1か月当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値	計画相談支援	41人	38人	42人	35人	44人	38人
	地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	第5期の 見込み						
		平成30年度	平成31年度	平成32年度			
計画相談支援		39人	40人	41人			
地域移行支援		1人	1人	1人			
地域定着支援		1人	1人	1人			

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、相談支援事業所と連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
- 地域移行支援、地域定着支援は、利用は見込んでいませんが、それぞれのサービス対象となる障がい者の把握とサービス提供体制の確保を図ります。

5 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

▶ 今後の方策

○ 制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入・修理・借受けにかかる費用の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の購入・修理・借受けに要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

▶ 今後の方策

○ 制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	対象者
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有すること ・町内の事業所等に在籍し、勤務していること ・町内の学校等に在学していること

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

(2) 自発的活動支援事業

内容	対象者
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	無	無	有	無	有	有
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動の支援を図ります。

(3) 相談支援事業

内容	対象者
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値 ・ 実績値		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第4期の 計画値 ・ 実績値	基幹相談支援センター	無	無	無	無	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	無	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	有	有
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		基幹相談支援センター	有	有	有	有	
		市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有	有	有	有			

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 平成29年度に設置した基幹相談支援センターを中心に、地域に密着した総合的な相談支援を更に強化していきます。
- 専門的な人材の配置等を図る相談支援機能強化事業については、平成29年度に設置した基幹相談支援センターへの配置を継続していきます。
- 住宅入居等支援事業の対象者である「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」への対応が必要な場合は、基幹相談支援センターが窓口となり、不動産業者に対する住宅の斡旋依頼、入居手続きの支援等を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	対象者
成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期においては、利用実績はありませんでしたが、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人やその家族に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。
- 成年後見制度の利用について、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	対象者
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	無	無	無	無	有	無
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修などを行います。
- 法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを行います。
- 町内の社会福祉法人に対し、事業実施に向けた働きかけを行います。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容	対象者
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
手話通訳者設置事業		
入院時コミュニケーション事業	病院又は診療所に入院する障がい者等と医療従事者とのコミュニケーションの仲介及びこれに伴う見守り支援を行います。	病院又は診療所に入院している障害支援区分が6の者及びこれに準ずる者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値 ・ 実績値		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者 要約筆記者派遣事業	手話通訳者	1人	0人	1人	2人	1人	0人
	要約筆記者派遣事業						
手話通訳設置事業		0人	0人	0人	0人	0人	0人
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業		2人	2人	2人	
		手話通訳設置事業		0人	0人	0人	
		入院時コミュニケ ーション事業		0人	1人	1人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣については、引き続き岩手県立視聴覚障がい者情報センターに委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 第4期では、手話通訳者派遣の利用者が2人ありましたが、潜在的な利用希望者がさらにいると考えられることから、対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、計画期間においては他市町村との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。
- 入院時コミュニケーション事業は、医療機関及び事業所と連携し、サービスの確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子	在宅の 身体障がい者 又は 最重度の 知的障がい者
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

第5期の見込量と確保方策

		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	2件	2件	5件
	自立生活支援用具	8件	3件	8件	2件	8件	1件
	在宅療養等支援用具	5件	10件	5件	2件	5件	10件
	情報・意思疎通支援用具	4件	3件	4件	2件	4件	3件
	排泄管理支援用具	130件	139件	135件	155件	140件	154件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	0件	2件	0件	2件	3件
		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
第5期の 見込み	介護・訓練支援用具	3件		3件		3件	
	自立生活支援用具	2件		2件		2件	
	在宅療養等支援用具	7件		7件		7件	
	情報・意思疎通支援用具	3件		3件		3件	
	排泄管理支援用具	150件		155件		160件	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件		1件		1件	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定は、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者へ事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	対象者
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。	手話言語の習得を希望する町民

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 (講習修了者)	15人 (講習修了者)	1人 (講習修了者)	14人 (講習修了者)	1人 (講習修了者)	8人 (講習修了者)
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人 (講習修了者)		10人 (講習修了者)		10人 (講習修了者)	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○県や岩手県聴覚障害者協会、社会福祉協議会などの関係団体等との連携のもと、手話奉仕員養成講座を開催し、本町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に取り組めます。

(9) 移動支援事業

内容	対象者
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	7人 577時間	6人 430時間	8人 615時間	9人 319時間	9人 654時間	8人 168時間
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人 170時間		9人 189時間		10人 210時間	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、町内や近隣市町の事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容	対象者規模
I型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者 利用人員20人以上
II型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の障がい者 利用人員20人以上
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者 利用人員10人以上

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
町内	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	0か所	
	0人	0人	0人	0人	6人	0人	
町外	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所	
	5人	4人	6人	3人	6人	0人	
第5期の見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		町内センター利用	0か所 0人	0か所 0人	1か所 6人		
町外センター利用	1か所 1人	1か所 1人	1か所 1人				

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○I型については、盛岡広域圏域では1か所、盛岡市にあり、盛岡広域8市町の委託事業により運営しています。創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。

○また、平成24年度からは地域活動支援センターの職員の派遣のもと、町主催で精神障害者向けの講座を開催しています。

○II型について、本町では近隣市町の状況、利用者の動向や要望、事業所等の意向を踏まえ、地域活動支援センターII型の設置を検討します。

2 任意事業

サービス名	内容	対象者
日中一時支援事業	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者
点字・声の広報等発行事業	視覚、聴覚及び言語に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、点字、声の広報などを発行します。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
自動車免許取得費補助事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるように自動車を改造する場合に補助金を交付します。	身体障害者手帳の交付を受けている者が、就労などに伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者

第5期の見込み

		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
第4期の 計画値 ・ 実績値		計画値	実績値	計画値	計画値	実績値	計画値
			日中一時支援事業	41人 3,573回	48人 2,629回	45人 3,930回	47人 2,679回
	点字・声の広報等発行事業	12回	12回	12回	12回	12回	12回
	自動車免許取得費補助事業	1件	0件	1件	1件	1件	0件
	自動車改造費補助事業	2件	0件	2件	0件	2件	2件
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			日中一時支援事業	50人 3,300回	55人 3,630回	60人 3,960回	
	点字・声の広報等発行事業	12回	12回	12回			
	自動車免許取得費補助事業	1件	1件	1件			
	自動車改造費補助事業	2件	2件	2件			

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

第5期の確保方策

▶サービスの確保に向けて

- 日中一時支援を、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
- 点字・声の広報等発行事業は、現在、声の広報を町社会福祉協議会がボランティア活動として実施していることから、社会福祉協議会と連携を図り、引き続き事業を実施します。文字による情報入手が困難な障がいがある方等のために、点訳、音訳その他ご本人にわかりやすい方法により、県や町の広報、視覚障がい者等障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを選択し、定期的に必要な方に提供します。
- 自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。
- 自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

第 4 編

第1期 障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画の策定にあたって

1 計画の数値目標

第1期計画では、障がい児及びその家族に対する支援について、国の指針に基づき、本町及び障がい児を取り巻く環境の実情等を踏まえ、平成32年度末までの数値目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置（新規）

身近な地域における通所支援機能は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなどの支援を行うため、児童発達支援センターの設置を進めます。

第1期目標値		
【国の基本方針】 ▶平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること (市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置も可)		
	平成28年度末	平成32年度
児童発達支援センターの 設置	未設置	1カ所

◎国の基本方針を踏まえ、近隣市町との協議・検討を経て、平成32年度末までに町または圏域による設置を進めます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（新規）

保育所等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援等を行うため、保育所等訪問支援のを利用できる体制の構築に努めます。

第1期目標値			
【国の基本方針】			
▶平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。			
保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	検討	検討	設置

◎国の基本方針を踏まえ、平成32年度末までに設置を進めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（新規）

重症心身障がい児及びその家族を支援するため、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

第1期目標値			
【国の基本方針】			
▶平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること（重症心身障がい児の支援において、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域でも可）			
重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス 事業所の確保	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	〇カ所	〇カ所	1カ所

◎国の基本方針を踏まえ、近隣市町との協議・検討を経て、平成32年度末までに町または圏域による設置を進めます。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（新規）

障がい児やその家族が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を進めます。

第1期目標値			
【国の基本方針】			
▶平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために協議の場を設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で、圏域での設置も可）			
保健、医療、障がい福祉、 保育、教育等の関係機関 が連携を図るための協議 の場の設置	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	設置	設置	設置

◎国の基本指針を踏まえ、近隣市町との協議・検討を経て、平成30年度末までに町または圏域による設置を進めます。

第2章 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

平成24年4月以降、児童福祉法改正に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。また、平成30年4月からは「居宅訪問型児童発達支援」が新設されます。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 障害児通所支援

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
医療型 児童発達支援	総合的な療育機能を担い、継続した集団療育と個別療育を通して、運動障がいのあるお子さんとそのご家族に専門的な支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
居宅訪問型 児童発達支援 (新規)	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

第1期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
計画値 ・ 実績値	児童発達支援	13人 182人日	14人 148人日	16人 218人日	14人 146人日	19人 262人日	18人 137人日
	放課後等 デイサービス	23人 234人日	34人 580人日	27人 255人日	51人 745人日	33人 278人日	57人 803人日
	保育所等訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	医療型 児童発達支援	2人 29人日	1人 17人日	3人 35人日	1人 1人日	3人 42人日	2人 23人日
第1期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	児童発達支援	16人 122人日		17人 129人日		18人 137人日	
	放課後等 デイサービス	61人 853人日		70人 986人日		72人 1,014人日	
	保育所等訪問支援	0人 0人日		0人 0人日		1人 2人日	
	医療型 児童発達支援	2人 46人日		2人 46人日		2人 46人日	
	居宅訪問型 児童発達支援	0人 0人日		1人 2人日		1人 2人日	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

2 障害児入所支援

サービス名	内容	対象者
福祉型児童入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能を付与することにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童 ※発達障がい児を含む
医療型児童入所支援	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	入所等する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児

第1期の見込量と確保方策

計画値 ・ 実績値		(1か月当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉型児童入所支援		3人	0人	3人	0人	3人	0人
医療型児童入所支援		1人	0人	2人	0人	3人	0人
第1期の見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		1人		1人		1人	
		1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

3 障害児相談支援

内容	対象者
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

第1期の見込量と確保方策

計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	11人	15人	11人	11人	12人	12人
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	13人		13人		14人	

※平成29年度の実績は平成29年12月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	対象者
医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援を行います。	医療的ケア児（経管栄養、痰吸引などが必要な児童）

第1期の見込量と確保方策

第1期の見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	0人	0人	1人

▶サービスの確保に向けて

○医療的ケア児支援のため関連分野の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援の充実に努めます。

資料編

1 矢巾町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1 身体障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の保健、医療、福祉（以下「障害保健福祉等」という。）に関し、障害者等が安心して生涯を過ごせる地域社会を確立するため、町内での相談支援事業をはじめとする障害保健福祉等に関する仕組みや障害者等の地域での自立・多様な就労等を支援する方策を検討する場として、矢巾町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 矢巾町における相談支援体制の整備・充実強化に関すること。
- (2) 矢巾町障害者計画、矢巾町障害福祉計画及び矢巾町障害児福祉計画の具体化に向けた協議、評価及び見直しに関すること。
- (3) 障害保健福祉等の専門分野ごとの支援方策に関すること。
- (4) その他協議会において検討が必要とされたこと。

(組織)

第3 協議会は、委員 17 人以内をもって組織し、委員は別表に掲げる関係団体等から町長が任命する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(作業部会の設置)

第6 第2に規定された所掌事項の効率的推進を図るため作業部会を設置する。

2 作業部会の構成部会員は、事務局において選任し、協議会の承認の後、会長から作

業部会員を委嘱する。

3 作業部会員の任期は、第3第2項の規定を準用する。

(部会長及び副部会長)

第7 作業部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長は、福祉・子ども課長をもってあて、副部会長は部会長が指名するものとする。

3 作業部会は、部会長が招集し、主宰する。

(庶務)

第8 協議会及び作業部会の庶務は、福祉・子ども課において処理する。ただし、障害者相談支援事業を委託している相談支援事業者に事務の一部を委託することができる。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日告示第94号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月4日告示第21号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第34号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第29号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日告示第62号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

関係団体等
医師代表者
盛岡広域振興局
矢巾町商工会
紫波警察署矢巾交番
盛岡南消防署矢巾分署
矢巾町社会福祉協議会
障害者自立支援相談支援事業所専門員
福祉施設の代表者
知的障害者相談員
身体障害者相談員
精神障害者家族会
知的障害者家族会
身体障害者協議会
知識経験者
児童福祉施設の代表者
教育機関の代表者

2 矢巾町障害者自立支援協議会委員名簿

(委嘱期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日まで)

	関係団体名	氏名	備考
1	社会福祉法人新生会 医療型障害児入所施設 みちのく療育園 施設長	伊東 宗行	医師代表者 (協議会会長)
2	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課 課長	工藤 美希子	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課課長
3	矢巾町商工会 事務局長	沼田 良利	矢巾町商工会
4	紫波警察署矢巾交番 所長	工藤 祐司	紫波警察署矢巾交番
5	盛岡南消防署 矢巾分署 分署長	藤原 幸政	盛岡南消防署矢巾分署
6	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会 事務局長	藤原 隆聖	矢巾町社会福祉協議会
7	社会福祉法人新生会 紫波地域障がい者基幹相談支援センター 所長	八重嶋 幸子	障害者自立支援相談支援事業所専門員
8	社会福祉法人いちご会 障がい者相談支援事業所「百万石」 所長	門馬 経一	障害者自立支援相談支援事業所専門員
9	社会福祉法人新生会 障害者支援施設 新生園 施設長	小野寺 仁子	福祉施設の代表者
10	矢巾町知的障害者相談員	寺地 陽子	知的障害者相談員
11	矢巾町身体障害者相談員	吉田 フサ子	身体障害者相談員
12	矢巾町あすなろ会 会長	千葉 恵子	精神障害者家族会
13	矢巾町手をつなぐ親の会 会長	平澤 幸子	知的障害者家族会
14	矢巾町身体障害者協議会 会長	廣田 直吉	身体障害者協議会
15	矢巾町民生児童委員協議会 会長	村松 毅	知識経験者・協議会副会長
16	社会福祉法人いちご会 放課後等デイサービスセンター「いちご園」所長	垣本 隆史	児童福祉施設の代表者
17	矢巾町校長会	菅原文彦	教育機関の代表者

3 矢巾町障害者自立支援協議会作業部会名簿

(平成30年2月現在)

	関係団体名	氏名
1	社会福祉法人新生会 障害者地域生活支援センター しんせい	吉田 清久
2	社会福祉法人いちご会 障がい者相談支援事業所「百万石」	及川 光
3	社会福祉法人新生会 障害者支援施設 第二新生園	芳賀 淳
4	社会福祉法人新生会 医療型障害児入所施設 みちのく療育園 療育部長	中村 純一
5	社会福祉法人新生会 あさあけの園	佐々木 薫
6	特定非営利活動法人 ふる里福祉会	佐々木 浩子
7	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター矢巾	白井 徳男
8	有限会社フォレスト百万石 フォレストファーム	杉浦 友美
9	社会福祉法人いちご会 フォレストハウス矢巾	小田中 小百合
10	特定非営利活動法人ムーヴメント 児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所 とくたん 副所長	藤村 ゆみ子
11	社会福祉法人 いちご会 放課後等デイサービスセンター「いちご園」	松田 宣子
12	矢巾町地域包括支援センター	遠藤 聖義
13	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会	小松 晃
14	矢巾町健康長寿課	小原 朋子
15	矢巾町教育研究所	金子 隆子
16	矢巾町保育協議会	矢作 淳
17	矢巾町福祉・子ども課	菊池 由紀 (部会長)

4 第4期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画策定経過

日程	内容
平成29年8月18日	(株)ワイズマンコンサルティングとのアンケート調査打ち合わせ
平成29年9月21日	第1回矢巾町障害者自立支援協議会 ※アンケート調査内容の確認 ※計画の概要説明 ※スケジュールの提示 ※作業部会設置
平成29年9月28日	アンケート調査実施 ※10月20日〆切 【アンケート対象者】各障害者手帳保持者 1,150名 障がい児サービス受給者証保持者 50名 一般 500名
平成29年10月17日	目標値、サービス見込量等を試算し、中間報告として県に提出。
平成29年11月13日	アンケート調査結果取りまとめ ※(株)ワイズマンコンサルティング
平成29年11月17日	第1回作業部会 ※計画の概要説明
平成29年12月18日	アンケート調査結果報告書 提出
平成30年1月18日	第2回作業部会 ※第5期障がい者プラン(案)協議
平成30年2月9日	第3回作業部会 ※第5期障がい福祉計画(案)及び第1期障がい児福祉計画(案)協議
平成30年2月21日	【パブリックコメント】開始 ※ホームページ、福祉係窓口において周知。
平成30年3月12日	【パブリックコメント】終了
平成30年3月8日	計画書に係る県の意見聴取 ※町⇒振興局へ素案の提出。後日、振興局⇒市町村へ意見回答。
平成30年3月15日	第2回矢巾町障害者自立支援協議会 ※作業部会で協議した内容等について報告及び承認。
平成30年3月下旬	第5期障がい者プラン・障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画書の印刷開始
平成30年4月	第5期障がい者プラン・障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画書の公表

**第 5 期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画
及び第 1 期障がい児福祉計画**

～ 障がいのある人もない人も、地域社会で共に暮らす社会づくり ～

平成 30 年 3 月

発 行 矢巾町

編 集 矢巾町福祉・子ども課

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

TEL 019-697-2111（代表）

FAX 019-697-3700

ホームページアドレス

<http://www.town.yahaba.iwate.jp>
